

今治市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

| | | |
|------------|-------|--------|
| 令和3年 | 9月17日 | 議決(策定) |
| 令和3年12月13日 | | 変更(軽微) |
| 令和4年3月3日 | | 変更(重要) |
| 令和4年3月31日 | | 変更(軽微) |
| 令和4年6月28日 | | 変更(重要) |
| 令和4年11月4日 | | 変更(軽微) |

愛媛県今治市

目 次

第1 基本的な事項

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 今治市の概況 | 1 |
| (1) 自然 | 1 |
| (2) 歴史・文化 | 1 |
| (3) 産業 | 1 |
| (4) 交通・情報基盤 | 2 |
| (5) 過疎の状況 | 2 |
| 2. 人口及び産業の推移と動向 | 4 |
| (1) 人口の推移と動向 | 4 |
| (2) 産業の現況と動向 | 11 |
| 3. 行財政の状況 | 14 |
| (1) 行政運営 | 14 |
| (2) 歳入歳出決算 | 14 |
| (3) 施設整備水準 | 16 |
| 4. 過疎地域の持続的発展の基本方針 | 18 |
| 5. 地域の持続的発展のための基本目標 | 18 |
| 6. 計画の達成状況の評価に関する事項 | 18 |
| 7. 計画期間 | 18 |
| 8. 公共施設等総合管理計画との整合 | 18 |
| (1) 公共建築物の管理に関する基本的な考え方 | 19 |
| (2) インフラ資産の管理に関する基本的な考え方 | 19 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 20 |

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 | 21 |
| 2. 事業計画 | 22 |

第3 産業の振興

| | |
|--------------|----|
| 1. 産業振興の方針 | 23 |
| (1) 農林水産業の振興 | 23 |
| (2) 地場産業の振興 | 26 |
| (3) 企業の誘致対策 | 27 |
| (4) 起業の促進 | 28 |
| (5) 商業の振興 | 29 |
| (6) 市民の祭り振興 | 30 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 2. 事業計画 | 30 |
| 3. 産業振興促進事項 | 31 |
| 4. 公共施設総合管理計画との整合 | 32 |
| 第4 地域における情報化 | |
| 1. 地域における情報化の方針 | 33 |
| (1) 電気通信施設の整備 | 33 |
| 2. 事業計画 | 34 |
| 第5 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| 1. 交通体系の整備の方針 | 35 |
| (1) 交通基盤整備 | 35 |
| 2. 事業計画 | 37 |
| 第6 生活環境の整備 | |
| 1. 生活環境の整備の方針 | 38 |
| (1) 生活環境 | 38 |
| 2. 事業計画 | 41 |
| 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| 1. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 | 45 |
| (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉 | 45 |
| 2. 事業計画 | 47 |
| 3. 公共施設総合管理計画との整合 | 48 |
| 第8 医療の確保 | |
| 1. 医療の確保の方針 | 49 |
| (1) 地域医療 | 49 |
| 2. 事業計画 | 50 |
| 3. 公共施設総合管理計画との整合 | 50 |
| 第9 教育の振興 | |
| 1. 教育の振興の方針 | 51 |
| (1) 学校教育等の充実 | 51 |
| (2) 生涯学習・スポーツ活動等の推進 | 52 |
| 2. 事業計画 | 53 |
| 3. 公共施設総合管理計画との整合 | 54 |

第10 集落の整備

- 1. 集落整備の方針 5 5
 - (1) 集落の維持と活性化 5 5
 - (2) 各地域別の現況と問題点 5 5
 - (3) その対策 5 6
- 2. 事業計画 5 8

第11 地域文化の振興等

- 1. 地域文化の振興等の方針 5 9
 - (1) 誇りと個性を育む地域文化の創造 5 9
- 2. 事業計画 6 1

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

- 1. 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 6 2

第1．基本的な事項

1．今治市の概況

(1) 自然

今治市は、瀬戸内海国立公園の中心部に位置し、高縄半島の東半分を占める陸地部と東洋のエーゲ海ともいわれる多島美を誇る瀬戸内海に浮かぶ島々で形成される島しょ部からなり、約420平方キロメートルの面積を有しています。

市域内は、日本三大急潮の一つで知られる来島海峡や緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ豊かな自然にあふれ、国立公園や県立自然公園の区域が多く含まれています。

陸地部は、中央を蒼社川と頓田川が貫流し、生活・産業用水の主要な供給源となっています。島しょ部は大きな河川に乏しく、生活用水は台ダムからの給水や海水の淡水化等により確保が図られています。

また、気候は瀬戸内型気候区に属し、年平均気温は17度と温暖で、平均降雨量は1,443mm程度（平成28～30年平均）となっています。

平成11年5月には、西瀬戸自動車道（以下「瀬戸内しまなみ海道」という。）を構成する全橋が供用し、島しょ部の生活利便性の向上や地域産業の活性化に大きな恩恵をもたらしていますが、一方で貴重な自然環境や美しい景観との調和も求められています。

(2) 歴史・文化

石器時代から古墳時代の多くの遺跡が存在し、古代には伊予の国府が今治平野に置かれるなど、古くから伊予の政治・経済・文化の中心として開けた地域です。中世以降も瀬戸内海の海上交通の要衝として発展し、武将たちが武運を祈り奉納した大山祇神社の甲冑・刀剣は、国宝、重要文化財等に指定されています。また水軍の城跡では、国指定史跡「能島城跡」のほか来島城跡、海水堀の海岸平城である県指定史跡の「今治城跡」など、数多くの文化財や遺跡が現存しています。

文化面では、県指定の「今治及び越智地方の獅子舞」及び菊間地域の「お供馬の行事」など多彩な民俗文化も継承されています。

(3) 産業

本市は、タオル、アパレル、造船、石材、製瓦、漆器などの地域資源や立地条件を活かした地場産業に加え、電機、石油精製、食品加工などの多種多様な製造業が数多く立地しているほか、古くから海上交通の要衝として海運業が発展してきました。

しかし、タオル、造船等の主力産業において、国際競争の激化等により経営環境は厳しく、造船では生産基盤の高度化、タオル・アパレルでは商品開発力やデザイン力の向上、また新たな販売ルートの開拓などが課題となっています。

商業は、郊外に大型店の立地が急増し、市中心部や周辺地域の商店街にちょう

落傾向がみられるため、市の顔となる中心商店街の活性化が急がれています。

農業は、温暖な気候を活かした柑橘類、野菜、花き等の栽培が盛んですが、今後は、瀬戸内しまなみ海道を活用した都市近郊型農業としての産地形成が課題となっています。

水産業は、来島海峡など恵まれた漁場があり、沿岸漁業や、ヒラメ、タイ、クルマエビ等の養殖漁業が行われていますが、資源管理型漁業を推進するとともに、新たな地域の水産物の高付加価値化や販売ルートの開拓など新たな展開が求められています。

観光面では、自転車や徒歩で渡れる瀬戸内しまなみ海道の特色を最大限に活用するとともに、地域の個性を活かした観光拠点の整備や農林水産業の観光分野への取組、歴史と自然を活かした国際的にも通用する観光の推進など、広島県域とも連携した魅力ある観光ゾーンの形成が求められています。

(4) 交通・情報基盤

本市は、国道 196 号や 317 号、J R 予讃線により松山圏域や新居浜・西条圏域と結ばれるとともに、瀬戸内しまなみ海道の開通により、中国地方との交通の要衝の地として発展が期待されていますが、その効果を高めるためにも、瀬戸内しまなみ海道と連結する今治・小松自動車道の今治道路を一日も早く整備し、これらを支える地域の道路網の整備充実も図る必要があります。

また、島しょ部の生活福祉の向上や離島性からの脱却を図るため、離島航路・生活交通バス路線の維持や港湾・漁港の整備をはじめ、デジタル化に対応した高度情報通信ネットワークの整備などを進めていく必要があります。

(5) 過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、国勢調査人口の最も多かった昭和 55 年で 197,818 人でしたが、それ以降、過疎化・少子化の進展により減少が続き、平成 27 年の国勢調査では 158,114 人となっています。その間の減少数は、39,704 人で、昭和 55 年から平成 27 年の愛媛県全体人口の減少率より、本市の減少率の方が大きくなっています。

その中でも、本計画の対象となる過疎地域とみなされる区域（旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の区域。以下「過疎地域」という。）の人口も減少し続けており、昭和 55 年の国勢調査人口は、44,196 人で全体の 22.3%を占めていたのに対して、平成 27 年の国勢調査人口は、24,356 人で全体の 15.4%となり、昭和 55 年と比較して 6.9 ポイントも減少し、また、直近の平成 22 年と比べても 1.2 ポイント減っているなど、依然として人口減少が過疎地域の深刻な問題となっています。

一方、世帯数は平成 27 年には 10,986 世帯となっています。昭和 55 年の一世帯当たりの人員は 3.1 人でしたが、平成 27 年には 2.2 人となっています。人口の減少割合に比べ世帯数の減少割合は低く、核家族化が進んでいます。

② 過疎対策事業の成果と今後の課題

昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の成立後、数度の特別措置法の施行に基づき、各種過疎対策事業が計画的、総合的に実施された結果、過疎地域においては、市道の整備、上下水道施設の整備、港湾・漁港の整備等、生活・産業基盤の整備が着実に進むなど一定の成果が上がっていますが、依然として人口減少、若年層の流出、高齢化の進行による地域活力の低下が見られます。

本市過疎地域のうち、島しょ部については、瀬戸内しまなみ海道の開通によって都市部との交流促進が期待されているものの、高額な通行料金が必要であり、生活道路としての役割を十分に果たしていない現状にあります。また、過疎地域全体では、平地は少なく狭あい、慢性的な水不足といった問題があるなど、自然的・地理的な悪条件が地域経済及び地域社会の発展を阻害しています。今後も人口の減少が続き、高齢化も著しく進展することが予測され、地域をどう維持していくかが大きな課題となっています。また、第一次産業の担い手不足、高齢化などにより、増加しつつある耕作放棄地や、荒廃森林などに対処し、地域の環境保全に取り組むことによって、農地、森林が有する公益的機能の維持・確保を図る必要があります。

また、過疎地域の基幹産業である第一次産業の不振が続いており、この第一次産業の再生・振興が最大の課題となっています。第二次産業は、建設業のウエイトが大きく公共事業に依存した状況が見られ、第三次産業も含め、多様な就労場の創出が必要になるとともに、引き続き人口減少の中、地域が自立に向け、様々な分野において自主的に創意と工夫を凝らした取り組みを進めるため、必要不可欠となる人材を確保し、養成していく仕組みづくりが求められています。

道路等の基盤施設整備については、一定の進展が見られますが、地域住民の生活利便性の確保・向上を図るには、引き続き整備が必要であり、特に汚水処理、身近な生活道路の不足や地域医療の危機など、様々な問題を抱えており、公共施設の整備による生活基盤の確立や集落の活性化を図り、そこに暮らす人々が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を維持することが重要であります。

一方、過疎地域は国土の保全や水源のかん養、貴重な文化の伝承、都市にはないゆとりのある住環境など多面的な機能を有しており、心の安らぎを与えるといった役割が見直されている今日、都市部と過疎地域との交流が推進されつつあります。

今後は、これまでのハード面を中心とした整備に加えて、こうした価値観の変化に対応し、固有の地域環境を良好に保全し、有効に活用するとともに、過疎地域の持つ様々な資源を活かした交流活動や地域産業の育成、U J I ターンの促進などのソフト面での各種施策を推進し、若者の定住促進を目指した取り組みを進める必要があります。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は昭和55年以降減少傾向にあり、平成2年の191,504人から平成27年の158,114人へと、25年間で33,390人(17.4%)減少しています。

一方、過疎地域の人口も、長く減少傾向にあり、同期間で比較した場合、平成2年の38,270人から平成27年の24,356人へと、25年間で13,914人(36.4%)減少しており、本市の中でも大幅に人口減少が進んでいます。

次に、人口の年齢別構成をみると、本市全体の若年者比率は、昭和60年から平成12年まではほぼ横ばいでしたが、平成27年には11.4%まで減少し、また、過疎地域の若年者比率についても、昭和60年には14.1%でしたが、平成27年には8.4%となり、実人数も2,048人と30年間で3,877人、65.4%減少しています。

生産年齢人口は、本市全体では昭和50年をピークに減少傾向が続き、平成27年には昭和50年より33.0%減少しています。過疎地域は、昭和35年をピークに減少してきており、平成27年には昭和50年より62.0%減少し、本市全体と比較すると、1.9倍の減少率となっています。

これに対し、本市全体の65歳以上の高齢者は、一貫して増加を続け、平成7年には年少人口を逆転し、平成27年には総人口の33.7%となっています。同年の愛媛県における高齢人口比率が30.6%であり、本市の高齢化は、県平均を若干上回るスピードで進んでいます。

過疎地域でも市全体と同様に65歳以上の高齢者は、一貫して増加を続け、昭和60年には、年少人口を逆転し、平成27年には、高齢化率が44.3%となっています。

全国的に人口減少が進む中、本市でも今後著しく人口が減少することが見込まれ、こうした人口減少や少子高齢化の進展は、まちの活力低下につながり、まちづくりにも大きな影響を与えることから、本市の第2次総合計画においては人口減少の抑制を最重要課題として位置づけ、各種施策の展開により、若者や子育て世代にも、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めることとしており、今治市人口ビジョン(令和2年3月改訂)における、本市の将来推計人口を、令和2年に149,652人、総合計画最終年度である令和7年においては140,688人としています。

就業人口については、本市全体では昭和55年の95,178人以来減少を続け、平成27年には72,296人まで減少しています。過疎地域は、生産年齢人口の動向と同様に、昭和35年の29,407人から一貫して減少傾向にあり、平成27年には10,884人まで減少しています。

産業別では、第一次産業の減少が最も顕著で、本市全体で見た場合、昭和60年の就業人口比率は、13.8%でありましたが、平成27年には、5.7%と8.1ポイント減少しています。過疎地域においては、昭和60年の就業人口比率は、33.3%であり、平成27年には、18.0%と15.3ポイント減少しています。第二次産業での、本市全体の就業人口比率は、昭和60年は37.5%でしたが、平成27年には31.1%

と 6.4 ポイント減少しています。過疎地域では、昭和 60 年の 30.0%から平成 27 年は 28.9%と横ばい状態となっています。

一方、第三次産業は、本市全体では昭和 60 年の就業人口比率は 48.7%で、平成 27 年までの 30 年間で 12.2 ポイント増加しています。過疎地域も昭和 60 年の 36.7%から 30 年間で 16.2 ポイント増加し、52.9%となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(過疎地域)

| | 昭和50年 | | 昭和55年 | | 昭和60年 | | 平成2年 | |
|-----------------|-------------|--------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 47,671 | % — | 人 44,196 | % △ 7.3 | 人 42,000 | % △ 5.0 | 人 38,270 | % △ 8.9 |
| 0歳～14歳 | 10,151 | — | 8,573 | △ 15.5 | 7,596 | △ 11.4 | 5,876 | △ 22.6 |
| 15歳～64歳 | 30,264 | — | 27,849 | △ 8.0 | 26,086 | △ 6.3 | 23,230 | △ 10.9 |
| うち15歳～29歳(a) | 8,531 | — | 6,933 | △ 18.7 | 5,925 | △ 14.5 | 4,936 | △ 16.7 |
| 65歳以上(b) | 7,256 | — | 7,773 | 7.1 | 8,318 | 7.0 | 9,164 | 10.2 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 17.9 | — | % 15.7 | — | % 14.1 | — | % 12.9 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 15.2 | — | % 17.6 | — | % 19.8 | — | % 24.0 | — |

| | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 35,345 | % △ 7.6 | 人 32,855 | % △ 7.0 | 人 30,108 | % △ 8.4 | 人 27,657 | % △ 8.1 |
| 0歳～14歳 | 4,652 | △ 20.8 | 3,822 | △ 17.8 | 3,249 | △ 15.0 | 2,692 | △ 17.1 |
| 15歳～64歳 | 20,542 | △ 11.6 | 18,263 | △ 11.1 | 16,065 | △ 12.0 | 14,184 | △ 11.7 |
| うち15歳～29歳(a) | 4,360 | △ 11.7 | 3,868 | △ 11.3 | 2,905 | △ 24.9 | 2,530 | △ 12.9 |
| 65歳以上(b) | 10,151 | 10.8 | 10,770 | 6.1 | 10,791 | △ 0.2 | 10,757 | △ 0.3 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 12.3 | — | % 11.8 | — | % 9.7 | — | % 9.2 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 28.7 | — | % 32.8 | — | % 35.8 | — | % 38.9 | — |

| | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 24,356 | % △ 11.9 | 人 21,582 | % △ 11.4 |
| 0歳～14歳 | 2,055 | △ 23.7 | 1,556 | △ 24.3 |
| 15歳～64歳 | 11,502 | △ 18.9 | 9,688 | △ 15.7 |
| うち15歳～29歳(a) | 2,048 | △ 19.1 | 1,667 | △ 18.6 |
| 65歳以上(b) | 10,786 | 0.3 | 10,334 | △ 4.2 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 8.4 | — | % 7.7 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 44.3 | — | % 47.9 | — |

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(今治市)

| | 昭和50年 | | 昭和55年 | | 昭和60年 | | 平成2年 | |
|-----------------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 196,817 | % 3.6 | 人 197,818 | % 0.5 | 人 197,774 | % 0.0 | 人 191,504 | % △3.2 |
| 0歳～14歳 | 46,601 | 6.0 | 45,865 | △1.6 | 42,350 | △7.7 | 34,620 | △18.3 |
| 15歳～64歳 | 128,522 | 1.1 | 127,248 | △1.0 | 127,944 | 0.5 | 125,370 | △2.0 |
| うち15歳～29歳(a) | 43,158 | △8.3 | 35,484 | △17.8 | 33,358 | △6.0 | 33,343 | 0.0 |
| 65歳以上(b) | 21,694 | 14.8 | 24,705 | 13.9 | 27,480 | 11.3 | 31,514 | 14.7 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 21.9 | — | % 17.9 | — | % 16.9 | — | % 17.4 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 11.0 | — | % 12.5 | — | % 13.9 | — | % 16.5 | — |

| | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|-----------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 185,435 | % △3.2 | 人 180,627 | % △2.6 | 人 173,983 | % △3.7 | 人 166,532 | % △4.3 |
| 0歳～14歳 | 28,887 | △16.6 | 25,068 | △13.2 | 22,893 | △8.7 | 20,842 | △9.0 |
| 15歳～64歳 | 119,982 | △4.3 | 114,626 | △4.5 | 106,758 | △6.9 | 97,664 | △8.5 |
| うち15歳～29歳(a) | 31,723 | △4.9 | 30,084 | △5.2 | 23,817 | △20.8 | 20,388 | △14.4 |
| 65歳以上(b) | 36,566 | 16.0 | 40,933 | 11.9 | 44,319 | 8.3 | 47,792 | 7.8 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 17.1 | — | % 16.7 | — | % 13.7 | — | % 12.2 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 19.7 | — | % 22.7 | — | % 25.5 | — | % 28.7 | — |

| | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 158,114 | % △5.0 | 人 151,672 | % △4.1 |
| 0歳～14歳 | 18,816 | △9.7 | 16,907 | △10.1 |
| 15歳～64歳 | 86,057 | △11.9 | 79,655 | △7.4 |
| うち15歳～29歳(a) | 17,973 | △11.8 | 16,728 | △6.9 |
| 65歳以上(b) | 53,241 | 11.4 | 53,977 | 1.4 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 11.4 | — | % 11.0 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 33.7 | — | % 35.6 | — |

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(過疎地域)

| 区分 | 平成17年3月31日 | | 平成22年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|----|------------|-------|------------|------|-------|------------|-------|--------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 | 32,087人 | — | 29,243人 | — | △9.1% | 26,059人 | — | △10.9% |
| 男 | 14,841 | 45.9% | 13,591 | 46.3 | △8.5% | 12,161 | 46.7% | △10.5% |
| 女 | 17,246 | 54.1% | 15,652 | 53.7 | △9.6% | 13,898 | 53.3% | △11.2% |

| 区分 | 平成31年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | | |
|------------------|------------|-------|--------|-----------|-------|-------|---|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総数 (外国人住民を除く) | 23,286人 | — | △10.6% | 22,640人 | — | △2.8% | |
| 男 (外国人住民を除く) | 10,914 | 46.4% | △10.3% | 10,625 | 46.5% | △2.6% | |
| 女 (外国人住民を除く) | 12,372 | 54.1% | △11.0% | 12,015 | 53.5% | △2.9% | |
| 参考 | 男(外国人住民) | 457 | 81.6% | — | 552 | 83.8% | — |
| | 女(外国人住民) | 103 | 18.4% | — | 107 | 16.2% | — |

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(今治市)

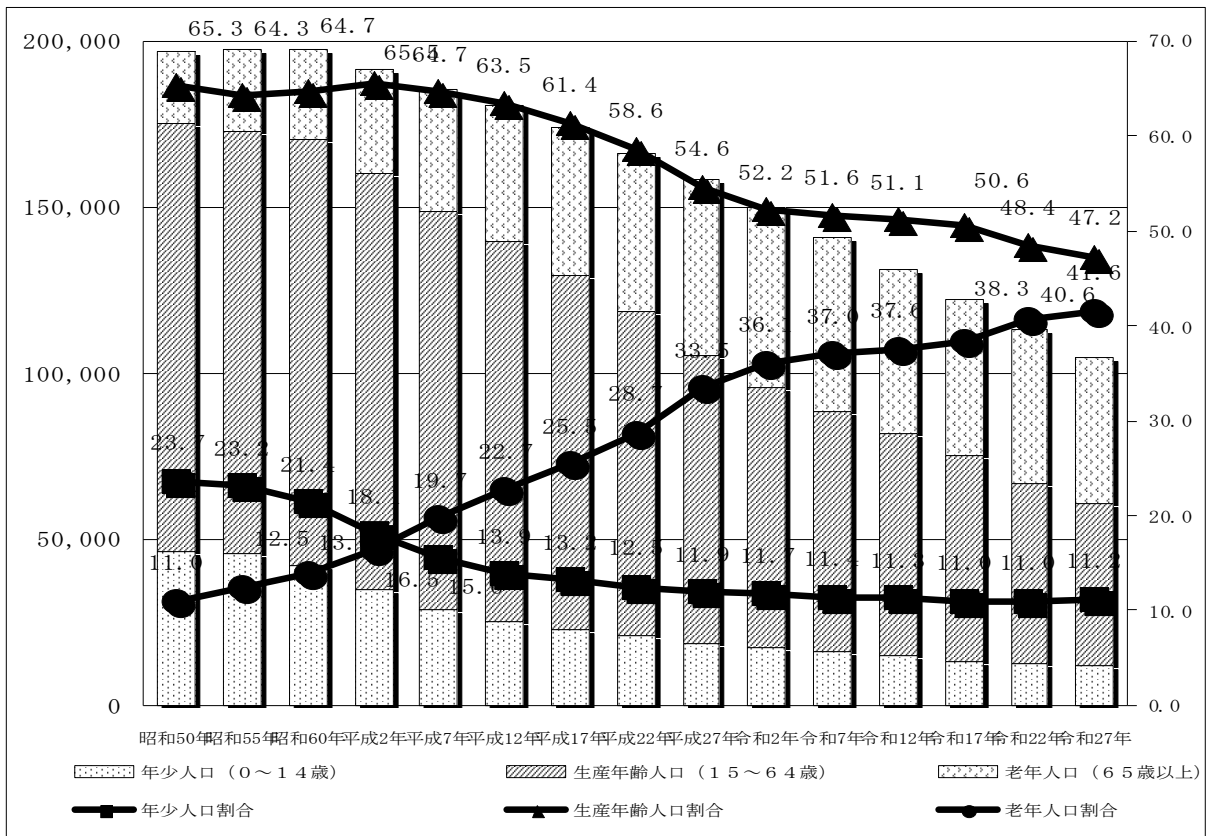
| 区分 | 平成17年3月31日 | | 平成22年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | |
|----|------------|-------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総数 | 178,022人 | — | 171,627人 | — | △3.6% | 163,167人 | — | △4.9% |
| 男 | 83,318人 | 46.8% | 80,566人 | 46.9% | △3.3% | 76,905人 | 47.1% | △4.5% |
| 女 | 94,704人 | 53.2% | 91,061人 | 53.1% | △3.8% | 86,262人 | 52.9% | △5.3% |

| 区分 | 平成31年3月31日 | | | 令和2年3月31日 | | | |
|------------------|------------|--------|-------|-----------|--------|-------|---|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | |
| 総数 (外国人住民を除く) | 156,186人 | — | △4.3% | 154,076人 | — | △1.4% | |
| 男 (外国人住民を除く) | 73,865人 | 47.3% | △4.0% | 72,856人 | 47.3% | △1.4% | |
| 女 (外国人住民を除く) | 82,321人 | 52.7% | △4.6% | 81,220人 | 52.7% | △1.3% | |
| 参考 | 男(外国人住民) | 1,831人 | 59.0% | — | 2,258人 | 63.3% | — |
| | 女(外国人住民) | 1,273人 | 41.0% | — | 1,310人 | 36.7% | — |

表1-1 (3) 人口の見通し

【人口の推移と将来推計 (年齢3区分別)】

(単位 人：%)



単位：人

| | 平成27年 2015年 | 令和2年 2020年 | 令和7年 2025年 | 令和12年 2030年 | 令和17年 2035年 | 令和22年 2040年 | 令和27年 2045年 |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 男 | 74,336 | 70,666 | 66,779 | 62,686 | 58,567 | 54,631 | 51,142 |
| 女 | 83,778 | 78,986 | 73,909 | 68,720 | 63,482 | 58,271 | 53,385 |
| 年少人口 (0~14歳) | 18,819 | 17,509 | 16,057 | 14,843 | 13,465 | 12,465 | 11,694 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 86,385 | 78,179 | 72,545 | 67,194 | 61,810 | 54,628 | 49,368 |
| 老年人口 (65歳以上) | 52,910 | 53,964 | 52,086 | 49,369 | 46,773 | 45,810 | 43,466 |

「今治市人口ビジョン」(令和2年3月改訂)

平成27年は国勢調査の実績

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向(国勢調査)

(過疎地域)

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 29,407 | 人 26,571 | % △9.6 | 人 26,373 | % △0.7 | 人 23,692 | % △10.2 | 人 22,221 | % △6.2 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 55.5 | % 52.4 | — | % 44.3 | — | % 37.4 | — | % 35.3 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 16.2 | % 17.4 | — | % 24.8 | — | % 29.9 | — | % 29.0 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 28.3 | % 30.2 | — | % 30.9 | — | % 32.5 | — | % 35.7 | — |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 20,678 | % △ 6.9 | 人 18,622 | % △ 9.9 | 人 17,385 | % △ 6.6 | 人 15,365 | % △ 11.6 | 人 13,872 | % △9.7 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 33.3 | — | % 29.4 | — | % 27.7 | — | % 24.2 | — | % 23.5 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 30.0 | — | % 31.8 | — | % 31.1 | — | % 29.2 | — | % 29.0 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 36.7 | — | % 38.8 | — | % 41.2 | — | % 46.5 | — | % 47.5 | — |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 12,151 | % △ 12.4 | 人 10,884 | % △ 10.4 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 19.7 | — | % 18.0 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 29.0 | — | % 28.9 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 51.2 | — | % 52.9 | — |

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向(国勢調査)

(今治市)

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | |
|-----------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|------------|-------------|----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 89,725 | 人 92,259 | % 2.8 | 人 99,983 | % 8.4 | 人 94,488 | % △ 5.5 | 人 95,178 | % 0.7 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 37.8 | % 31.4 | — | % 24.4 | — | % 18.3 | — | % 15.6 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 28.8 | % 32.7 | — | % 37.3 | — | % 38.6 | — | % 37.8 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 33.4 | % 35.8 | — | % 38.3 | — | % 43.0 | — | % 46.6 | — |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 92,688 | % △ 2.6 | 人 91,579 | % △ 1.2 | 人 90,254 | % △ 1.4 | 人 84,721 | % △ 6.1 | 人 79,938 | % △ 5.6 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 13.8 | — | % 11.0 | — | % 10.2 | — | % 8.3 | — | % 8.2 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 37.5 | — | % 38.7 | — | % 37.4 | — | % 35.0 | — | % 33.2 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 48.7 | — | % 50.3 | — | % 52.4 | — | % 56.7 | — | % 58.4 | — |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 73,907 | % △ 7.5 | 人 72,296 | % △ 2.2 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 6.4 | — | % 5.7 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 31.9 | — | % 31.1 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 59.9 | — | % 60.9 | — |

(2) 産業の現況と動向

① 農業

過疎地域の基幹産業である農業については、平成 12 年と平成 27 年の農業就業人口を比較すると 56.2%減少しており、農家の高齢化による離農者が増加してきている現状にあります。このことから農地の荒廃が進行し、平成 12 年と平成 27 年の耕作放棄地を比較すると約 2.0 倍の 1,257ha に増加しており、豊かな農村風景や農地のもつ多面的機能の低下が懸念されています。さらに、農地の荒廃等によるイノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害が増加し、農家の経営意欲を衰退させ、更なる荒廃地が発生する悪循環が始まっています。

過疎地域は、柑橘栽培が主体であることから大規模農業経営が難しく、安定した農業経営をするため、地元農産物のブランド化の促進、優良農地の確保等を積極的に行い、生産基盤・経営基盤を整備強化することで農業が若者の職業選択肢の一つとなるような魅力ある農の実現を目指す必要があります。

一方、農村のもつ環境保全効果にも着目し、美しい農村風景を次世代に受け継ぐために、農家のみならず行政や地域住民が一体となって、耕作放棄地の解消や鳥獣被害防止策に取り組む必要があります。

② 水産業

過疎地域における水産業は、日本三大急潮の来島海峡や、芸予諸島の島々からなる好漁場を有する地域となっており、様々な漁法で天然魚介類や養殖魚等が漁獲されています。しかし、近年は、海洋環境の悪化による漁獲量の減少や、消費動向の変化による魚価の低迷、漁業経営体の減少（平成 20 年と平成 30 年比較：32.5%減少）及び漁業従事者の高齢化（平成 20 年と平成 30 年比較：高齢化率（65

歳以上)が41.6%から53.6%に上昇)などによる漁村の活力の低下が懸念されており、多彩な水産物や加工品のブランド化など、地域水産業の再生が必要となっています。

このような状況を踏まえ、稚魚放流や藻場づくり、海岸清掃など、良質な漁場環境の保全を推進し漁獲量の回復に努めています。また、来島海峡をはじめとする急潮流が創り出す良質な漁獲物やその加工品をブランド化し、地域の水産物の付加価値の向上を図ることにより魚価の回復に努め、安定した漁業経営につなげることで魅力ある水産業の就業環境を創出し、次世代の担い手を確保することが必要となっています。

③ 商工業

「ものづくりのまち」として持続的に発展するためには、商工業の振興は不可欠であります。過疎地域では、海運業、造船業、船用工業、石材業、製塩業などの地場産業が、地域特性や卓越した技術力を背景に発展してきました。しかし、近年経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化などの社会情勢の変化は、これら地場産業に多大な影響を与えており、ブランド化の推進や新技術の創生が喫緊の課題となっています。また、これまで培われてきた熟練の技能・技術を継承できる人材の育成も積極的に取り組む必要があります。

このような厳しい状況を打開するため、愛媛県等と連携して新しい技術や製品の開発、各産業分野固有の技能・技術の継承や新技術の習得による有能な人材の育成に努めるとともに、多様化する消費者ニーズに対応したブランディングを行い、産業再生を図らなければなりません。

④ 観光

過疎地域は、様々な景観、歴史、文化、体験、産業など多彩な観光資源を有していることから、それらを有機的に結びつけることにより、新たな観光産業となる大きな可能性を秘めています。しかし、地域内の2次、3次交通の不便性などの原因により、各地域の地域資源のネットワークが未構築の状況で国内外に向けた発信力に欠ける現状にあり、観光資源のネットワーク化や観光客の周遊性の向上が課題となっています。

観光入込客数は、サイクリングブームやインバウンド増加の影響等もあり増加傾向にありますが、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大きく減少しました。

平成27年6月に観光庁が外国人観光客向けにPRする7つの「広域観光周遊ルート」に、「せとうち・海の道」と「スピリチュアルな島～四国遍路～」を認定したことを背景に、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツを充実させ、国内外に向けた積極的な情報発信を行い、新たな観光地としてのブランド化を推進するとともに、平成29年に設立した観光地域づくり法人(DMO)である(一社)しまなみジャパンを中心に、地域が一体となってターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施します。

農家数（販売農家と自給的農家の総数）・農業就業人口（販売農家）・
耕作放棄地（総農家）（農林業センサス）

(過疎地域)

| 区分 \ 年度 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 (a) | 平成 27 年 (b) | 増減 (b) - (a) |
|-----------|---------|---------|----------------|----------------|-----------------|
| 農家数(戸) | 3,294 | 2,663 | 2,265 | 1,793 | △472 |
| 農業就業人口(人) | 3,811 | 2,943 | 2,314 | 1,669 | △645 |
| 耕作放棄地(ha) | 657 | 1,377 | 1,354 | 1,257 | △97 |

(今治市)

| 区分 \ 年度 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 (a) | 平成 27 年 (b) | 増減 (b) - (a) |
|-----------|---------|---------|----------------|----------------|-----------------|
| 農家数(戸) | 7,670 | 6,617 | 5,810 | 4,841 | △969 |
| 農業就業人口(人) | 8,609 | 6,801 | 5,399 | 4,086 | △1,313 |
| 耕作放棄地(ha) | 971 | 1,970 | 1,951 | 1,894 | △57 |

※過疎地域については、秘匿箇所の数値を除く。

3. 行財政の状況

(1) 行政運営

過疎地域であります合併前の5町1村は、文化、産業の振興のために地域資源を活用して、様々な過疎対策に関する施策を推進してきました。しかし、高度経済成長とともに行政需要の多様化、増大化が進み、広域的な行政運営の必要から、昭和45年度以降は、今治市及び越智郡15か町村で設立した今治地域広域行政事務組合で今治地区広域市町村計画（平成2年に今治地区ふるさと市町村圏に移行）を策定し、消防救急業務や電算処理業務などを広域的に行う一部事務組合を設立して効率化を図ってきました。

平成17年1月16日には、今治市及び周辺11か町村で合併し、地方分権の推進、行財政の基盤強化・効率化を進めていますが、過疎化が進む島しょ部では、地域の生活基盤等を整備するために、過疎対策事業の継続が必要です。

(2) 歳入歳出決算

令和元年度普通会計歳入歳出決算額の総額を見ると、歳入総額80,604,885千円、歳出総額76,496,494千円となっており、平成27年度と比較すると、それぞれ歳入総額が2,370,179千円、歳出総額が1,198,097千円の減少となっています。

歳入については、普通交付税の合併算定替による特例加算が段階的に減少したことや、合併特例債を活用した大型事業の整備完了による地方債の減少などにより、総額は減少しています。今後、人口減少・少子高齢化に伴い、市税や普通交付税が減少し、歳入の総額は減少傾向で推移する見込みとなっています。

歳出については、社会保障関係経費が増加しているものの、定員適正化による人件費の減少等により、総額は減少しています。今後、市債の償還が進むことで、公債費は年々減少していく見込みですが、老朽化が進む公共施設の更新・統廃合・長寿命化に対応するための経費や、地方創生のための取組に対する経費などの財政需要に対し、負担の軽減及び平準化を図っていく必要があります。

ますます厳しい財政運営を余儀なくされますが、今治市及び周辺11か町村との合併で、12市町村がひとつの自治体として、バランスの取れた行財政の運営、社会資本の整備を行っていくためにも、新市建設計画に掲載された事業については合併特例債を、過疎地域持続的発展計画に掲載された事業については、過疎対策事業債を活用して、財政の健全化に努めていきます。

表1-2 (1) 市町村財政の状況 (今治市)

(単位: 千円)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|------------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額A | 79,478,896 | 82,975,064 | 80,604,885 |
| 一般財源 | 46,281,340 | 48,011,661 | 45,308,767 |
| 国庫支出金 | 9,025,371 | 8,945,341 | 9,547,375 |
| 都道府県支出金 | 3,956,059 | 4,508,309 | 6,612,361 |
| 地方債 | 10,695,777 | 9,733,300 | 7,052,400 |
| うち過疎対策事業債 | 328,572 | 304,800 | 297,600 |
| その他 | 9,520,349 | 11,776,453 | 12,083,982 |
| 歳出総額B | 75,292,649 | 77,694,591 | 76,496,494 |
| 義務的経費 | 35,462,916 | 37,258,113 | 38,385,494 |
| 投資的経費 | 10,694,021 | 11,131,173 | 12,951,989 |
| うち普通建設事業 | 10,686,910 | 11,109,181 | 11,776,328 |
| その他 | 29,135,712 | 29,305,305 | 25,159,011 |
| 過疎対策事業費 | 444,589 | 335,617 | 374,861 |
| 歳入歳出差し引き額C (A-B) | 4,186,247 | 5,280,473 | 4,108,391 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 326,411 | 1,137,768 | 803,756 |
| 実質収支 C-D | 3,859,836 | 4,142,705 | 3,304,635 |
| 財政力指数 | 0.58 | 0.57 | 0.54 |
| 公債費負担比率 | 17.1 | 19.6 | 20.9 |
| 実質公債費比率 | 14.7 | 12.8 | 12.2 |
| 起債制限比率 | - | - | - |
| 経常収支比率 | 85.5 | 89.2 | 94.7 |
| 将来負担比率 | 86.4 | 24.2 | - |
| 地方債現在高 | 84,822,590 | 88,978,329 | 76,868,289 |

(3) 施設整備水準

令和元年度末の過疎地域における市町村道の改良率 49.0%、舗装率は 95.8%であり、改良率については県平均（51.5%）より低い水準にあります。幅員が狭い箇所もあり、生活交通の重要な手段として車両交通に対応した整備が今後とも必要です。

農道延長は 430,205m、林道延長は 30,711mであり、急傾斜、幅員の狭さ等、農林業経営の労働生産性を高めるには、なお一層の整備が必要です。

水道普及率は 89.7%で、山間部集落において未整備の地区があり、施設整備及び水源の確保に努める必要があります。

水洗化率は 80.1%で、平成 12 年度に比べるとかなり改善されていますが、水質の保全、快適で衛生的な生活環境を実現するためにも公共下水道等、地域にあった計画のもとで整備を進める必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設整備等の整備状況 (過疎地域)

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 |
|-----------------------|-----------|----------|-----------|
| 市町村道 | | | |
| 改良率 (%) | — | — | — |
| 舗装率 (%) | — | — | — |
| 農道 | | | |
| 延長 (m) | 643,921 | 513,876 | 427,323 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 127.8 | 89.2 | 76.6 |
| 林道 | | | |
| 延長 (m) | 64,839 | 67,999 | 66,869 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 12.2 | 10.9 | 10.0 |
| 水道普及率 (%) | — | — | — |
| 水洗化率 (%) | 21.5 | 33.7 | 57.2 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | — | — | — |

| 区分 | 平成 22 年度末 | 令和元年度末 |
|-----------------------|-----------|---------|
| 市町村道 | | |
| 改良率 (%) | 47.8 | 49.0 |
| 舗装率 (%) | 95.6 | 95.8 |
| 農道 | | |
| 延長 (m) | 430,205 | 430,205 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | — | — |
| 林道 | | |
| 延長 (m) | 49,165 | 47,513 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | — | — |
| 水道普及率 (%) | 87.2 | 89.7 |
| 水洗化率 (%) | 92.7 | 80.1 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 4.6 | 4.3 |

表1-2(2) 主要公共施設整備等の整備状況 (今治市)

| 区分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 |
|--------------------------|-----------|-----------|---------|
| 市町村道 | | | |
| 改良率(%) | 38.2 | 48.8 | 55.8 |
| 舗装率(%) | 73.6 | 89.0 | 92.8 |
| 農道 | | | |
| 延長(m) | 1,367,916 | 1,188,879 | 990,941 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | 140.7 | 116.0 | 99.6 |
| 林道 | | | |
| 延長(m) | 149,875 | 145,841 | 149,748 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | 12.2 | 11.6 | 10.6 |
| 水道普及率(%) | 91.1 | 93.6 | 97.0 |
| 水洗化率(%) | 32.3 | 56.0 | 78.8 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 14.5 | 19.5 | 18.9 |

| 分 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|--------------------------|---------|---------|
| 市町村道 | | |
| 改良率(%) | 62.5 | 63.6 |
| 舗装率(%) | 94.0 | 94.1 |
| 農道 | | |
| 延長(m) | 813,767 | 813,633 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | — | — |
| 林道 | | |
| 延長(m) | 106,202 | 106,289 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | — | — |
| 水道普及率(%) | 96.2 | 97.2 |
| 水洗化率(%) | 94.2 | 92.3 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 17.4 | 16.8 |

4. 過疎地域持続的発展の基本方針

過疎地域では、これまで約50年間にわたり道路・港湾整備をはじめとする過疎対策事業が実施され、その結果、過疎地域の住民を支える公共施設は、ある程度整備が進んできました。しかしながら、その整備水準は、他地域と比較して依然として低いレベルにあり、また、医療の確保や污水处理など生活の基礎的部分で課題を多く抱えるなど、今後も引き続き過疎地域の生活環境の改善に努める必要があります。

また、過疎地域の人口は、基幹産業である第一次産業の衰退などによって減少が続き、高齢化も一層進行するなど極めて厳しい状況にあります。一方で、過疎地域の恵まれた自然環境や地域で育まれてきた伝統文化など、都市部にはない資源が見直され、UJIターンなど移住者の増加や、地域内外の様々な交流活動の活発化など明るい兆しも見られます。

こういった価値観の変化をはじめ、情報通信の発展、瀬戸内しまなみ海道や高速道路網の整備等による中国・近畿圏との時間距離の短縮など、本市の過疎地域を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、その変化に適切に対応するとともに、令和2年度策定の「第2次今治市総合計画後期基本計画」や「第2期今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、都市機能の優れた旧今治市と過疎地域を含めた周辺の旧11町村が、圏域を形成して連携・協力しながらまちづくりを進めるために、平成27年度策定の「第3次今治市定住自立圏共生ビジョン」も踏まえながら、様々な活動が効果的に推進されるような取組を進めていく必要があります。

こうした考えに立って、今後は、従来の「過疎」の発想から脱却し、むしろ前向きに捉え、豊かな自然環境や、様々な地域資源を最大限活かした地域間交流の推進、基幹産業の育成などの取組を一層推進します。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域においては、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、産業振興及び交通通信体制や生活環境の整備等の生活諸条件の整備について総合的・計画的に推進し、令和7年には、人口18,000人を維持できるよう努め、地域活力の低下を最小限にすることを目標とします。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、議会に報告することとします。

7. 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は、市の最上位計画である「第2次今治市総合計画」の

基本理念のもと、「今治市行政改革ビジョン」、「公の施設等評価及びあり方方針」とも連動した組織横断的な計画です。

本市では、平成17年1月に12市町村による広域合併を行ったため、公共施設やインフラなどの保有量が多く、公共施設等の統廃合などを推進してきました。

特に、公の施設を対象に各施設の役割や配置状況など施設の必要性について総合的に判断する「公の施設等評価及びあり方方針」（令和2年3月改定）に基づいた取組を推進しており、過疎地域の実情を考慮した振興を図りつつ、安心安全な生活環境の維持を目的とした施設の集約など、「今治市公共施設等総合管理計画」と公共施設等の全体の状況を踏まえ、中長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正な配置ができるよう努めます。

（1）公共建築物の管理に関する基本的な考え方

総人口の減少や厳しい財政状況を考慮し、令和17年度末までの長期的な視点から公共建築物の総量（総延床面積）を縮減します。取り組みに当たっては、住民サービスへの影響に十分配慮しながら、更新費用が本格的に増大する前にスピード感を持って取り組む必要があります。

（見直しの基本方針）

- ① 長期的な視点から、公共建築物の総量を縮減
- ② 原則、新規整備は行わない
- ③ 更新の適否や時期を検討し、財政負担を平準化
- ④ 施設の集約化・複合化を行い、総量を縮減
- ⑤ 維持管理コストの低減・余剰資産を売却
- ⑥ ニーズや利用状況を考慮した有効活用を推進
- ⑦ 計画的な予防保全による施設の長寿命化

（2）インフラ資産の管理に関する基本的な考え方

安全・安心な住民生活を支えるため、インフラ資産の更新にあたっては、社会情勢などを的確に把握し、財政状況を斟酌しながらインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化を推進していきます。

（見直しの基本方針）

- ① インフラ資産の特性や重要性に応じた計画的な維持管理の実施
- ② 新たな維持管理に係る技術の導入
- ③ 大規模災害に備えた耐震化等の取組
- ④ 長寿命化計画の策定
- ⑤ 事後保全的な管理から予防保全的な管理への転換を図り、ライフサイクルコストを縮減

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

上記に照らし、本計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合しています。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

【現況と問題点】

本市は、西瀬戸の中心に位置し、世界的に有名なサイクリングロードを有するしまなみ海道や温泉地、滋味豊かな山海の幸に恵まれ、また、造船や石油精製業に代表される四国一の工業製品出荷額を誇るものづくりのまちです。このものづくりのまち「今治」の名を全国に知らしめている工業製品が「今治タオル」であり、今治市の産品想起率（地名と工業製品が一致する率）は、3年連続で日本一であり、本市は全国的な知名度が高い自治体です。また、年間を通じて温暖少雨な土地柄や、島しょ部のみならず陸地部も市域の三方が海に面していることから、「島暮らし」や「海のある暮らし」を求める移住希望者にとって人気の高い地域です。このような地域ポテンシャルに後押しされ、今治市の市外からの移住者数は、四年連続で前年を上回り、令和2年度は900名を超えました。

また、令和2年におこった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行を契機として、東京圏で7割以上の就業者がテレワークを経験するなど（2020年9月株式会社リクルートキャリア調べ）、主に都市部の企業や住民に非接触・非対面のビジネススタイルや生活様式が普及していく中、本市においても、働く場所を選ばないテレワークを前提とした移住相談やワーケーションの実践者が増加している傾向にあります。

このような都市圏住民の移住や二拠点生活への関心の高まりをチャンスと捉え、これまで以上に、移住関連施策に力を入れる必要があります。

しかし、本市の移住関連施策は、系統立てたものではなく、移住希望者のニーズに合わせたパッケージ型の移住施策の導入が求められています。

また、移住希望者は、地域の情報、住居の探索と確保の問題、移住後の生業確保方策としての就職・就農等の問題、人間関係など、きめ細かい情報提供を求めています。

本市では、本市の持つポテンシャルに魅了され、本市との交流を続けている個人や団体、また、本市の出身者や出身者の血縁者や関係者、本市に勤務や就職のために在住したことがある、いわゆる「関係人口」に対し、積極的に今治市への移住を働きかけると共に、観光地域づくり法人「（一社）しまなみジャパン」（尾道市・上島町と協働）での活動をはじめ、瀬戸内しまなみ海道を軸とした地域間交流イベントを開催するなど、積極的に広域交流活動に取り組んでいます。

こうした交流活動により地域内が緊密に連携し、魅力ある過疎地域の形成を進めることで、多様化する生活様式にも対応しうる豊かな定住環境の確保や、既存概念にとらわれない新たな地域文化の醸成が望まれます。

【その対策】

●移住施策のパッケージ化と提供

移住完了者からのリサーチ等を通じ、移住希望者が真に求める移住施策をパッケージ化し、本市の移住関連施策を再構築します。

また、本庁及び全支所に地域移住相談員を設置すると共に、今治市移住ワンスト

ップ窓口をしまなみ振興課、地域振興課に設置し、移住希望者が知りたい地域の情報、住居の探索と確保の問題、移住後の生業確保方策としての就職・就農等の問題、人間関係など、きめ細かい情報提供を行い、必要に応じて、伴走型で移住完了に導きます。

●関係人口の定住人口化

移住希望者の掘り起こしに強力な応援団となることが期待できる関係人口については、従来型の交流人口拡大から一歩踏み込み、地域体験などを通じた強い関係性に基づく関係人口の拡大に向けた取り組みを進めるほか、広報戦略においては、国内姉妹都市交流を行っている各市町や全国にある愛媛県人会などとの連携を通じ、関係人口に対し、今治市への移住・定住を働きかけます。

●関係人口拡大に向けた広報戦略

「しまなみ海道」などに代表される本市の恵まれた地域資源や「日本最大の海事都市」「ものづくりのまち」として発展してきた本市の強み・特性を掘り下げて収集した情報を、移住・定住に関する魅力を訴求することを目的に再構成し、メディア等を通じて全国に向けて発信します。情報発信にあたっては、都市部の移住・定住を志向する者のみならず、本市や本市民と多様に関わる関係人口向けにも積極的にアプローチするように仕向けるのと併せて、本市移住・定住・交流ポータルサイトやSNS、オンライン・オフラインイベント等と連携させるなどし、効果の促進をはかります。

●地域間交流の推進

地域間交流や広域交流活動の展開を目指して、瀬戸内しまなみ海道や地域の特性・特色を活用し、歴史・文化イベント、渡橋ウォーキング・サイクリングイベント、多島景観・海洋資源を活かしたイベントなど特徴的なテーマを持つイベントやグリーンツーリズム等の体験型余暇活動を推進し、都市地域等との交流拡大を継続的に促進します。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域間交流イベント支援事業 (菊間、大三島) | 今治市 | |
| | | 地域間交流イベント支援事業(市民協働型イベント事業費補助) (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦) | 今治市 | |
| | | 過疎地域持続的発展基金 (地域間交流イベント支援事業) | 今治市 | |

第3 産業の振興

1. 産業振興の方針

本市の活力の源は多彩な「ものづくり」にあり、長年にわたって培われてきた確かな技術力と生産力が市民の暮らしや経済を支えています。こうした「ものづくり」の質や経済力、競争力を高めるために産業振興を行うことは、今後の本市にとって極めて重要であり、高い質を迫及する姿勢と品質への信頼感が、地域のブランド力を高めます。

過疎地域には、造船業、船用工業、窯業、石材業、製塩業など卓越した技術力があり、この「ものづくり」の技術を次世代に継承し、付加価値を与え、質を高め、新しい産業の創出や新しい交流を生み出していく必要があります。

また、過疎地域の柑橘農業と水産業は、地域経済や住民生活を支える基幹産業として、生産基盤の整備、消費者ニーズに対応した高付加価値・高収益農産物の生産、農商工連携への取組等を推進して、魅力ある農水産業の育成を目指します。

合わせて、産業の振興においては、県及び周辺市町との連携に努めます。

(1) 農林水産業の振興

【現況と問題点】

本市全体の農家数は、平成22年には5,810世帯でありましたが、平成27年には4,841世帯となり、16.6%減少しています。過疎地域の減少率は、本市全体のそれより高く、20.8%、472世帯減少しています。

過疎地域は、柑橘栽培を中心とした労働集約型農業が主体ですが、樹園地が狭あい急傾斜地帯であり、生産のためには大きな労働力を必要とする。農家の高齢化及び後継者不足により、地域の農業担い手が減少しており、産地としての生産力の低下と共に、耕作を止めた樹園地は早急に荒地となることから耕作放棄地が拡大しています。

また近年は、農地の荒廃等によりイノシシ等の農作物被害が増加してきていることから、これら有害鳥獣の駆除も大きな地域課題となっていますが、駆除等には、多額の資金が必要となることから、農家の経営意欲を衰退させ、離農による耕作放棄地が増加しています。

過疎地域は、柑橘栽培が主体であることから大規模農業経営が難しく、安定した農業経営をするため、地元農産物のブランド化の促進、優良農地の確保等を積極的に行い、生産基盤・経営基盤を整備強化することで農業が若者の職業選択肢の一つとなるような魅力ある農の実現を目指す必要があります。

一方、農村のもつ環境保全効果にも着目し、美しい農村風景を次世代に受け継ぐために、農家のみならず行政や地域住民が一体となって、耕作放棄地の解消や鳥獣被害防止策に取り組む必要があります。

水産業については、瀬戸内海の豊かな漁業環境に恵まれており、地域経済を支える重要な産業の一つですが、富栄養化や海砂の減少、漁業資源の減少などによる生産環境の悪化、漁業就業者の高齢化や後継者不足、養殖魚の需給バランスの崩れや輸入水産物との競合激化など、漁業を取り巻く環境は厳しいものがあります。このため、瀬戸内海の恵まれた漁場の生産力を活用する資源管理型漁業の推進など漁業経営の安定化を図るとともに、水産資源の増殖や水域の環境保全など、漁業環境の維持・改善に努めつつ、高速交通網の整備を背景とする販路の拡大や、

農業との連携を含めた本市ならではの食文化の発信等を図っていく必要があります。

【その対策】

●農業の振興

「担い手の育成・生産基盤・経営基盤の整備と充実」

農地の持つ多面的機能や自然環境の維持・保全、広域農道（安芸灘諸島～関前諸島）をはじめとする生産基盤や関連する生活環境施設の整備を促進するとともに、力のある産地の形成を目指して、地域による優良農地と担い手の明確化を行い、担い手への農地の流動化を促進し、生産性の高い農業展開を図ります。

また、過疎地域特産の柑橘をはじめとして、適地適作を基本に品質の向上に努めるとともに、「紅まどんな」「晴れ姫」など、産品の特色を活かした農産物のブランド化を積極的に推進するなど市場競争力の強化に努めます。

さらに、企業的経営感覚と優秀な技術を備えた認定農業者の育成や農業後継者の確保、集落営農の推進に努めるとともに、快適に定住できる生活環境基盤の整備や、若者にも魅力のある農業・農村づくりを進めるなど、農業経営に意欲を持つ者を支援し、新しい地域農業の担い手となる人材の育成を図ります。

近年増加しているしまなみ海道地域を中心とした移住者の中には農業により生計を立てることを志している人物も少なからず存在しているので、そうした人材を確保して研修から営農開始、経営確立までを県・JA等の関係機関と共に一体的にサポートする事により新たな地域の担い手として育成を図ります。

新しい担い手と従来からの地域の担い手である認定農業者のとの協働を図り、新しい形での農業・農村づくりを進め、農業経営に意欲を持つ者を支援し、新しい地域農業の担い手となる人材の育成を図ります。

「流通・加工の近代化と販路の拡大」

計画的な生産と集出荷体制の構築、品質の向上、規格の統一など市場対応力の強化に努めるとともに、効率的な流通情報システムの確立と流通体制の整備により、卸売市場の市況、産地状況等の流通情報を生産者、流通関係者に迅速かつ的確に提供を図ります。

また、地域に適した農産物加工品の開発、加工施設等の整備・近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した新産品の開発、水産業等との連携、観光産業化、産直販売の促進など、地域資源を活かしたアグリビジネスの振興に努めます。

交通条件の向上を背景に、大都市を対象とした鮮度の高い農産物供給体制の確立を図るとともに、瀬戸内しまなみ海道と連携した特産品直売所、食材供給施設、観光市場等の設置、各種イベントの開催や特産品情報の提供、都市消費者との交流など、知名度の向上と農産物のイメージ定着に努めます。

「環境保全型農業等の推進」

自然循環機能を活かした土づくりや栽培技術の確立に努めるとともに、環境への負荷低減に配慮した農業基盤整備や農業用資材の利用などを推進します。

また、消費者と生産者双方が環境保全型農業の意義・理念を理解して進める有機農業や、低農薬農業による安全で高品質な農産物の生産拡大に努めます。

「有害鳥獣対策」

近年、過疎地域においてもイノシシによる農作物被害が大きな問題となっており、中山間地域を中心に農作物の被害が多発し、農業生産への悪影響や農家の生産意欲の減退を招いています。

市では従来からイノシシによる農作物被害を防ぐために設置する電気柵や防除網、フェンスの費用の一部を農家に対して助成するとともに、銃器による捕獲、おりをを用いた捕獲による被害防止対策を進めてきました。今後も農業生産被害対策としての電気柵や防除網、フェンスの設置費用の農家への一部助成をさらに推進し、イノシシ等を集落に入れさせないよう、地域全体で適切な対策を講じるための支援を行います。

●水産業の振興

「生産基盤の整備・充実」

漁港施設の利便性の向上、安全性の確保を推進するとともに、既存施設の点検を実施し、的確な維持管理を行うことにより漁業就労環境の改善を図ります。

併せて漁場造成、漁場の底質改善対策、漁業技術の開発・導入、漁況速報や市場情報等の情報ネットワーク整備の推進など、生産基盤の整備・充実に努めます。

また、漁村の防災・減災対策を強化し、地域の安心・安全の確保を推進します。

労働基盤の整備や漁村の生活環境の改善等により、若者にも魅力のある漁業・漁村づくりを進めるとともに、都市住民等との交流を進めながら漁業や漁村のイメージアップに取り組み、若者の定着を図ると共に、中核的漁業者となる担い手育成に努め、近代的な経営能力を持つ後継者づくりを進めるとともに、漁業者自らの計画的営漁の推進、漁業関係団体等の活動の活発化を促進します。

「資源管理型漁業の振興」

“つくり育てる漁業”を推進するため、藻場や増殖場の整備、稚魚の放流の拡大に努めるとともに、環境保全に配慮した養殖技術の普及と防疫手法の導入などにより、健全種苗の円滑な供給の確保及び生産効率と品質の向上に努めます。

漁業者自らの自主的管理などによる資源の維持培養を図り、計画的かつ効率的な資源管理型漁業の推進を図るとともに、経営改善対策を進め、養殖業経営の安定化を図ります。

「漁業の多様な展開の促進」

漁村の活性化、多面的機能の発揮の促進を図るため、陸揚げ施設等の流通施設を整備・強化し、水産物流通の円滑化と魚価の安定を図るとともに、資源管理型漁業に対応した水産加工施設の整備・拡充に努め、消費者ニーズの多様化等に対応した集出荷や輸送の合理化、など、流通機能の強化を図ります。

また、施設設備の共同化・近代化等を促進し、水産資源の多様な活用と地域経済の活性化に努めます。

地域の水産物の高付加価値化を図るため、未利用魚の活用や消費者ニーズに対応した新製品の開発、食品産業と連携した6次産業化などを促進し、需要の拡大を図ります。

美しい海や海岸線、海の文化が香る漁村景観の保持に努めつつ、都市住民との交流を促進し、漁村の活力の増進を図るため、地域の特性に応じて緑地広場等の海洋性レクリエーション空間の活用・整備を推進します。また、漁業関連の参加・

体験型施設や遊漁関連施設、海洋性スポーツ施設等の整備を促進するとともに、水産物の販路拡大に結びつく海産物直売所や見学できる加工場、鮮魚レストランなどの設置を誘導します。

(2) 地場産業の振興

【現況と問題点】

過疎地域は、海運業、造船業、船用工業を中心とした海事関連産業、窯業、石材業等で繁栄してきましたが、国際競争の激化に加え、付加価値の高い商品の開発等への対応を求められている厳しい状況下であり、地域経済や雇用に大きな影響を与えています。

造船業では学生の就職希望者が少なく、優秀な人材の確保が困難な状況にあります。これを克服しなければ、造船業は衰退してしまうことから、優秀な学生を採用し、優秀な技術者を育成することが重要な課題であり、あわせてデジタルトランスフォーメーションの推進、低環境負荷船の開発等事業基盤の強化に向けた取組みが求められています。

窯業では、長い伝統と技術に支えられて比較的安定した生産形態を維持してきましたが、建築様式の多様化に伴う瓦の需要の減少、原材料や設備の高騰などにより、苦境を強いられています。そのような中でも産地活性化のため、生活雑貨などの新しい分野への進出も進んでおり、今後も更に伝統と経験を活かしながら、製瓦の技術を受け継いでいく取組が必要となっています。

石材業では、中国からの石材製品の輸入増に対する競争優位を獲得するため、産地のブランド力を強化し、採掘から販売までの経営力の向上や品質管理、品質保証を徹底する必要があります。また、消費者とのコミュニケーションを図り、製品に関する様々な情報処理体制の整備などに取り組むことが必要です。

以上を踏まえ、これまで培ってきた技術やノウハウの活用と新技術の導入や商品開発によって、今後は、付加価値の高い商品を生み出す産業への転換が求められています。

【その対策】

●地域産業の振興

「地場産業の近代化と人材の育成」

造船業の振興は、事業提携や経営基盤の強化、デジタルトランスフォーメーションの推進、低環境負荷船の開発等、新たな取組みを支援するとともに、窯業、石材業、製塩業等の地場産業についても、技術・技法の継承や後継者の育成、産地ブランド化、協業化、販売ルートの開拓等の支援に努めます。

また、総合機械産業としての造船業・船用工業の技術伝承のため、今治地域造船技術センターを中心に人材の確保・育成に努めるとともに、高い技術力を活かした新たな商品の開発等の支援に努めます。

地場産業を担う人材を育成するため、商工会・商工会議所など関係機関が連携してセミナーや研究会を開催し、経営技術や資質の向上を図るとともに、人材データベースの整備など、市域内の人材を活用するためのシステムの構築に努めます。

●観光業の振興

「観光資源の発掘・育成・強化」

過疎地域の自然的・歴史的・文化的資源等を見直し、その保全・保護に努めるとともに、観光・レクリエーション資源として有効な活用を図ります。

このため、村上海賊ゆかりの観光資源の掘り起こしや活用等による観光地としてのレベルアップを図るほか、海外からの観光客を受け入れるため、インターネット、SNSによる外国語版も含めた観光情報提供等の環境整備を推進します。

「観光ネットワークの形成」

既存のサイクリング関連事業の機能強化を図るとともに、歩いて渡れる「瀬戸内しまなみ海道」の特徴を最大限に活用したサイクリングやウォーキングの全国的、国際的イベントの展開を通して広域的な観光ネットワークの形成を図ります。

また、効果的な宣伝活動を進めるため、関係機関や団体の連携、強化を図り、観光振興体制の充実に努めるとともに、サイクリングガイド等の人材の育成に努めます。

「宣伝・誘客活動の充実・強化」

観光情報誌、インターネット、物産展など観光情報提供システムの整備推進を図ります。また、人口流出を防ぐ一助として地域イベントを助成することにより、地域住民同士のつながりを深め、Uターン現象へ向けての理解を深めます。

郷土料理の普及や地場産業等の観光資源としての活用を推進し、観光客が参加体験できる魅力あるメニューの開発に努めます。

●運輸・物流業の振興

「物流拠点の形成」

港湾整備による臨海物流拠点と、瀬戸内しまなみ海道の立地性を活かした内陸物流拠点の施設整備に努めるとともに、高度情報化の進展による情報基盤整備を積極的に行い、流通システムの確立を促進します。

また、整備済み港湾施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理を行います。

「海運業の振興」

海事都市構想を推進しつつ、海運業の課題である人材育成を推進するため、海運業の現状を周知し、要員の確保・定着化を図るとともに、海運業界や弓削商船高等専門学校並びに波方海上技術短期大学校等と連携して海事啓発事業などを実施し、船員を集め育て、キャリアアップすることに努めます。

(3) 企業の誘致対策

【現況と問題点】

本市は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、古くから海上交通の要衝として栄え、愛媛県東予地方の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。平成11年

5月には、瀬戸内しまなみ海道により中国地方への四国側の玄関口となり、広域交流、地域連携、物流の拠点としての役割を担うこととなりました。

しかしながら過疎地域は、企業用地や水不足等の産業立地条件に恵まれていないことから、産業集積が低域に留まっており、雇用先が増えないことから人口流出が進んでいます。

このため、道路、港湾等の交通体系の整備に努め、恵まれた自然や気候、豊富な農水産物などの資源を活用した産業の誘致を推進する必要があります。

【その対策】

●新産業の育成・充実

「工業基盤整備と新産業の育成・誘致」

過疎地域においては、道路、港湾等の交通体系の整備に努め、恵まれた自然や気候、豊富な農水産物などの資源を活用した産業の誘致に努め、地場産業との連携強化を図りながら、地域社会の活性化に努めます。

また、高速交通網の整備を背景とした物流機能の整備・強化、産業支援型のサービス業の育成・強化、コンベンション・交流施設の整備・充実、就業者及び家族のための勤労者福祉・研修施設や快適な住宅地の提供、教育・文化環境等の整備など、新産業の誘致・育成に向けた地域環境と条件の整備に努めるとともに、既存産業、ベンチャービジネス等の意欲的な起業活動を支援する研究開発、情報収集・提供、人材育成等の機能と環境の整備を促進します。

(4) 起業の促進

【現況と問題点】

本市においては、地域経済が衰退している今日、産業振興を図るために地域資源を活用したコミュニティビジネスや6次産業化などの起業を促進する必要があります。

また、地域の多様な団体が、地域密着型コミュニティビジネスを起業しようとした場合の資金調達の仕組みづくりや所得を得る機会を創出することも重要な課題であります。

過疎地域にあつての起業は、産業基盤の未整備から非常に困難な状況にありますが、地域住民自らが地域の魅力ある資源や地域ニーズを掘り起こし、ビジネスとして展開するコミュニティビジネスなどの「地域密着型ビジネス」や地域資源を活用した6次産業化などによるビジネスの起業を促進することが重要であります。

【その対策】

「異業種交流などソフトな産業基盤づくりの推進」

異業種交流や産学連携の促進により、中小企業等が共同して技術・情報等を提供しあい、それぞれの特徴を活かした新技術・新製品の開発、新たな事業分野の開拓・展開を促進するなど、既存企業の高度化・新展開を支援するとともに、新たな分野に取り組む起業家や地域企業などに対し、今治地域地場産業振興センター内に開設しているインキュベーション施設（I B I C）を活用した支援や産業支援型サービス業の振興を図ります。

各種の教育・訓練施設や機会など人材育成基盤の整備・充実、多様な人的交流を促進するとともに、企業の情報ニーズに対応した地域産業データベースの構築

など、地域情報基盤の整備を促進します。

また、地域団体が地域資源を活かしたコミュニティビジネスを起業する際、地域活性化のため、切れ目ない支援に努めます。

「融資制度の充実」

各種融資制度や助成制度の適正な活用と円滑な運用を図るとともに、制度の充実を要請するなど、企業の経営基盤の強化や安定化を促進します。

(5) 商業の振興

【現況と問題点】

スマートフォンの普及や ICT の革新、単身化等の世帯構造変化を受け、ネット消費が拡大している中、個人の生活スタイルの変化や価値観の多様化により、生活の質的な充実を求める観光・レクリエーション需要がますます高まっています。

このような中、過疎地域においては、既存の取引先・顧客をベースとした経営を行っている事業所が多く、少子高齢化・人口減少による購買客の減少に加え、地域外の大型店舗等への購買客の流出もあり、店舗における購買客の確保に問題を抱えています。

このため、店舗での販売のみでなく、ネット消費への対応や、瀬戸内しまなみ海道沿線という立地条件を活かした観光と商業の連携を図り、消費者ニーズの個性化、多様化や消費者の生活行動の変化等に対応した魅力のある地域小売業機能の近代化等を促進することが必要となっています。

【その対策】

●地域商業等の活性化

「消費者性向に対応した商業の振興」

顧客への適切な商品情報・知識の提供など、顧客のニーズに応える販売周辺サービスの向上を促進するとともに、インターネット利用による電子商取引（Eコマース）の拡大など、新しい流通形態や販売形態への対応、販路開拓の促進に努めます。

商工会や商工会議所、関係団体等とさまざまな分野で相互に連携を強化し、多様化する消費者ニーズの把握やマーケティング活動の強化に努めます。

「観光との連携による新たな商業の育成」

瀬戸内しまなみ海道の持つポテンシャルを活かし、観光・レクリエーション機能と商業機能との連携を強化し、観光客等のニーズに適合した特色ある商品・料理等の開発、サービス・空間整備のあり方について検討し、相互の振興を図るとともに、全国的な流通ネットワークづくりを推進します。

「サービス業の振興」

高齢化の進展、人びとのゆとりや豊かさ志向、環境問題への関心の高まりなど時代の潮流に対応する多様な生活支援型産業は、地域住民の豊かで潤いのある生活を支える役割を果たすものであり、情報提供や支援制度を整備するなどして、その振興を図ります。

また、円滑な企業運営を支えるとともに、アウトソーシングの拡大、誘致企業の業務支援などに対応し、産業の高度化にも寄与するサービス業として、情報処理、印刷・文書処理、人材派遣・業務代行をはじめとする産業支援型の対事業所サービス業の育成・振興に努めます。

(6) 市民のまつり振興

【現況と問題点】

過疎地域には、様々な伝統行事があるが、人口減少の影響で、継承されにくい状況であり、地域の活気も少なくなりつつあります。

【その対策】

過疎地域で誘客イベントや伝統行事を普及させる取組みの実施により、当該地域内への市内外からの来客による人流が生まれており、伝統行事を多くの方に認識してもらうことが可能となっています。このため、当該取組みを継続的に支援することで、持続的な地域の活性化、伝統行事の継承を図ります。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------------|---------------------------------------|---------------|----|
| 2 産業 の振興 | (1) 基盤整備 水産業 | 増殖場整備事業 (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| | (2) 漁港施設 | 水産物産供給基盤機能保全事業(宮窪、大三島) | 今治市 | |
| | | 漁港機能増進事業 (吉海、宮窪) | 今治市 | |
| | | 漁村再生交付金事業 (大三島) | 今治市 | |
| | | 漁港施設機能強化事業 (宮窪) | 今治市 | |
| | | 海岸保全施設整備事業 (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| | (3) 経営近代化施設 水産業 | 漁船用補給施設設置事業 (吉海) | 愛媛県漁協 津倉支所 | |
| | | 漁船用補給施設設置事業 (吉海) | 愛媛県漁協 渦浦支所 | |
| | | 共同集出荷施設設置事業 (吉海) | 愛媛県漁協 津倉支所 | |
| | | 製氷冷蔵施設設置事業 (吉海) | 愛媛県漁協 津倉支所 | |
| | | 漁船用補給施設設置事業 (宮窪) | 愛媛県漁協 宮窪支所 | |

| | | | | |
|---------------------------|--|--|---------------|--|
| | | 漁船漁具保全施設設置事業 (宮窪) | 愛媛県漁協 宮窪支所 | |
| | | 製氷冷蔵施設設置事業 (関前) | 愛媛県漁協 関前支所 | |
| (4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 | | 地域総合振興事業費補助金交付事業 (しまなみ商工会) (吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島) | 今治市 | |
| | | 今治市商工労政関係補助金交付事業 (菊間町窯業協同組合) (菊間) | 今治市 | |
| (11) その他 | | 港湾統合補助事業(関前) 防波堤、物揚場 | 今治市 | |
| | | 港湾改修事業(伯方) 防波堤、護岸、物揚場、船揚場、 浮棧橋、泊地、道路 | 今治市 | |
| | | 伯方港務所更新事業(伯方) 港務所解体・整備 | 今治市 | |
| | | 港湾統合補助事業(吉海、大三島) (宮浦港、吉海港) 臨港道路・浮棧橋・護岸 | 今治市 | |
| | | 海岸保全施設整備事業(吉海) (田ノ浦港) | 今治市 | |
| | | 海岸保全施設整備事業(伯方) (熊口港、有津港、古江港) | 今治市 | |
| | | 海岸保全施設整備事業(上浦) (上浦港) | 今治市 | |

3. 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|---|--------------------------------|------------------------|----|
| 過疎地域(菊間町、 吉海町、宮窪町、 伯方町、上浦町、 大三島町、関前) 全域 | 製造業、農林水産物等販売業、 旅館業及び情報サービス業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記1(1)から(6)のとおり

4. 公共施設総合管理計画等との整合

●施設類型の基本的な方針

| 中分類 | 施設名称 | 所管課 | 建築 年度 | 主体 構造 | 延床面 積(m ²) | 長期的な検討の方向 性 |
|-----|-------|-------|----------|----------|---------------------------|----------------|
| その他 | 伯方港務所 | 港湾漁港課 | 1973 | RC | 862.28 | 継続(建替え事業化) |

第4 地域における情報化

1. 地域における情報化の方針

本市の過疎地域は、主に島しょ部や山間部のため地理的諸条件に恵まれておらず、通信体系については、光ファイバー等の超高速通信が利用できない一部地域において、情報通信格差の解消に向け、光ファイバー網の整備を通信事業者に働きかける必要があります。

合わせて、条件不利地域におけるデジタル技術の活用を進め、医療、福祉、防災、交通、まちづくり等、日常生活に関わるあらゆる分野で、安心・安全に暮らすことができる環境づくりを行います。

(1) 電気通信施設の整備

【現況と問題点】

現代社会においては情報のもつ重要性が飛躍的に高まっており、それらを背景に高速・大容量の世界的な通信網の整備が急速に進められています。

このような高度情報通信社会の成立は、知的創造活動から労働・学習・余暇に至る幅広い分野において多様なライフスタイルの選択可能性を増大させ、また福祉サービスの提供をはじめ、より高度なニーズへの対応や産業活動の高度化・効率化を可能にするなど、時代の要請に対応する有力な手段であると期待され、さらに、このような変革過程全体を通して新たな産業領域が広がり、地域の活力を大きく向上させていくものと考えられます。

瀬戸内しまなみ海道の開通に伴う広域交通環境の飛躍的な向上を契機に、多様な交流による発展が期待される本市にあっても、陸路・海路による交通ネットワークに加えて高度情報通信網の整備を進め、SNSによる交流活動を活発にすることが求められます。

特に、従来の交通基盤に支えられた交流活動において厳しい条件を強いられてきた過疎地域にとっては、時間的・地理的制約から解放される高度情報通信ネットワークの形成は地域の発展にとって必要不可欠のものと言えます。

また、合併前の各地域で独自に整備された防災行政無線については令和2年度までで統合し効率化を進めているところです。

【その対策】

●高度情報通信基盤の整備

通信形態及び情報端末の多様化、産業・生活レベルでの情報通信ニーズの増大に対応して、光ファイバーなどの高度情報通信網の整備を促進します。

特に、過疎地域にあっては地理的・時間的制約を解消する重要な交流手段として重点的な整備を促し、5G(第5世代移動通信システム)の進展等も視野に入れながら無線系通信網を含めて高度情報通信網の整備を促進します。

●情報システムの利用促進

福祉、保健、医療、教育、文化、防災、交通など住民の生活に密着した分野での生活支援情報サービスの充実や、産業活動を支援する情報システム構築の促進など、高度情報通信システムを活用した効率的で利便性の高い各種サービスの充実を図ります。

特に高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供や、場所にとらわれない就業（テレワーク、ワーケーション等）や起業を可能とする取組、ICTを活用した地域情報の発信や特産品の販売といった情報通信基盤の利活用に取り組むことにより、過疎地域のハンデの克服を図ります。

また、ICT等を活用した効果的かつ効率的な緊急防災情報伝達システムの構築を推進します。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|--|----------------------------|------|----|
| 3 地域に おける情報 化 | (1)電気通信 施設等情報 化のための 施設 ブロードバ ンド施設 | 高度無線環境整備推進事業 (菊間、吉海、関前) | 今治市 | |

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 交通体系の整備の方針

本市の過疎地域は、主に島しょ部であり、地理的諸条件に恵まれておらず、路線バスや離島航路の交通体系の整備が重要となっています。

瀬戸内しまなみ海道沿線地域の島内生活交通として運行されているバス路線については、地域住民の通勤、通学、通院等の日常生活を営むうえで必要な生活交通バス路線として維持・確保することが重要となっているほか、離島住民にとって唯一の公共交通手段となる離島航路についても、ライフラインとして維持・確保に努めます。

また、瀬戸内しまなみ海道を走行する高速バス路線については、島しょ部と今治地域を結ぶ幹線交通であり、市内の住民交流を促進するとともに、本州・四国地域との広域交流を促進する基幹交通として充実を図ることも、地域の活性化のためには、必要不可欠なものであります。さらに、これらの交通網を活かして地域間交流に積極的に取り組み、若者が定住できる環境を整えていきます。

さらに、都市機能の集積する今治地域と周辺地域を結ぶ道路網は、過疎地域の住民生活においても欠かせない交通基盤であるため、瀬戸内しまなみ海道や国道196号、国道317号等の幹線道路及びそれと生活拠点を結ぶ県道・市道の整備を推進し、生活拠点間の連携を強化し、利便性の向上を図ります。また、これらの道路網は、災害時の緊急輸送に重要な役割を果たすため、駅や港を含めた広域緊急輸送ネットワークの構築に向けた整備を展開します。

(1) 交通基盤整備

【現況と問題点】

「瀬戸内しまなみ海道」の全線開通により瀬戸内三橋時代が到来し、本市の交通環境は大きく変化しました。

従来、本市には島々を巡り四国・本州を結ぶ海上交通のネットワークが形成されており、瀬戸内海の海上交通の要衝として発展してきましたが、全国高速交通ネットワークの一端を担う四国と本州を結ぶ橋という極めて利便性の高い幹線が整備されたことにより、過疎地域も含めて広域交流が活発に展開できる市として大きな発展が期待されています。

そのため、広域的な交流・発展の基盤施設として、瀬戸内しまなみ海道を基軸とした市域内の交通網の整備をさらに進め、高次元な道路交通環境を実現することが求められます。

一方で、四国と本州を結ぶ幹線交通としての機能が瀬戸内しまなみ海道にシフトすることに伴い航路網の再編成が行われ、特に島々を結ぶ海上ネットワークの位置付けが大きく変化しました。このことにより、従来は四国本土と島しょ部と

いう2つの性格に大別されていた本市は、四国本土と架橋によって陸続きとなった島々、そして架橋ルートから外れた島々と、異なる性格を持つ3つの地域に分化したと言えます。こうした分化によって地域の明暗が分かれるのではなく、性格の異なる地域がそれぞれに発展していく契機となる施策を展開することが求められています。

四方を海に囲まれた過疎地域内には、16港湾、18漁港があり、海上交通ネットワークを形成し、地域産業や住民交流を牽引してきましたが、瀬戸内しまなみ海道により、多くの航路が廃止され、柑橘類の出荷など地域の物流の多くが陸上輸送へ転換されるなど、海上交通ネットワーク機能が低下しつつあります。しかし、港湾・漁港が担う離島住民のライフラインや島しょ部産業の物流拠点、防災拠点としての機能を欠くことはできません。

今後は、これら社会資本の長寿命化のための費用対効果の高い維持管理を適切に実施するとともに、潮流体験や観潮体験、海の駅といった観光交流促進機能などの新たな付加価値を検討することが課題となっています。

【その対策】

●市道等の整備

過疎地域にとって道路整備は、地場産業の活性化、定住促進や移住交流の促進、緊急輸送路の確保のため、重要なものであります。

また、生活拠点間の連携を強化し、利便性を向上させるうえで不可欠であることから、重要路線網を中心に現道の改良、舗装等の整備に取り組むとともに、道路や橋りょう・トンネル等の道路構造物の損傷・劣化等を把握し、計画的な修繕・更新を行い、効率的な維持管理を行います。

●道路交通網の整備

過疎地域の活性化には、観光を中心に広域的な住民交流の促進が重要であることから、他地域と結ぶ広域高速交通ネットワークの形成を図るため、高規格道路等の整備を促進します。

このため、瀬戸内しまなみ海道と四国8の字ネットワークとを結ぶ今治・小松自動車道の今治道路の建設整備などを促進するほか、幹線道路網の改良に努めます。

●港湾・海上交通網の整備

海上交通は、離島住民にとって唯一の交通手段であるため、ライフラインとしての維持・確保に努め、瀬戸内しまなみ海道で結ばれた島しょ部の住民にとっても、バス路線とともに通勤・通学・通院・買い物等にかかる生活航路として重要な役割を担っているため、引き続き航路の維持・確保に努めます。

また、重要港湾今治港について港湾の整備拡充を図るとともに、港湾周辺の環境整備や港湾業務の高度化などにより港湾機能の充実を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

さらに、過疎地域にある地方港湾については、安全で快適に利用できる海上交通基盤の整備を進めるとともに、施設の老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した施設に適切な改良を加え有効活用を図ります。

●公共交通網の整備

住民の日常的な足として重要な役割を果たしているバス輸送については、「今治市地域公共交通計画」に基づき地域の実情に即した路線網及び運行系統の維持・確保に努めます。

瀬戸内しまなみ海道を活かした都市間高速バス路線や島しょ部と陸地部を結ぶ急行バス路線については、整備・充実を図り、島内路線バスについては、スクールバスの混乗運行やデマンド型交通システムの導入など、新たな輸送サービスについて検討します。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------|---|------|----|
| 4 交通 施設の 整備、 交通手 段の確 保 | (1) 市町村 道 橋りょう | 橋りょう補修工事 (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島) 全体計画 橋りょう補修 N=30 橋 | 今治市 | |
| | その他 | トンネル補修事業(伯方) 全体計画 トンネル補修 N=2 箇所 | 今治市 | |
| | (3) 林道 | 林道台ダム周回線落石防護柵修繕(大三島) L=168m | 今治市 | |

第6 生活環境の整備

1. 生活環境の整備の方針

水道は、市民生活に欠かせないライフラインであり、安全な水を安定して供給することが求められており、長期的視野に立って計画的に実施していくため、平成22年4月に策定した「今治市水道ビジョン」を基本として、水道事業の統合を推進し、水道事業の運営を安定化していくことが重要です。

下水道は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を行う社会インフラとして、重要な役割を担っております。今後も、安全・安心の確保、快適な生活環境・水環境の向上の観点から、将来にわたり下水道事業を安定して運営していく必要があります。

し尿処理事業については、し尿の収集運搬に過大な費用を要する地域においては、し尿収集運搬許可業者の運搬経費支援等を実施し、住民負担の軽減に努めることも必要となります。

下水道区域外の生活排水の処理については、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進め、合併処理浄化槽の普及促進する必要があります。

ごみ処理事業については、3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を基本とし、ごみの分別徹底やリサイクル活動への取組みを支援・推進するなど、循環型社会の構築を促進します。

住民が安心して暮らせるには、広域で多様な地勢に対応した効率的な消防・防災・防犯体制の確立が必要です。そのために、消防力等の充実強化に努めるとともに、職員研修による災害対応能力向上（公助の強化）・自主防災組織の育成や自主防犯体制の整備（自助・共助の強化）を推進する必要があります。

耐用年数を経過した入居者のいない公営住宅等については、老朽化や耐震強度不足などの理由により有効活用が見込めない状況にあり、生活環境の危険防止と景観保全の観点から解体撤去を行う必要があります。また、使用可能なストックについては、住環境の向上を図るため、適切な時期に改修等を行う必要があります。

(1) 生活環境

【現況と問題点】

住民生活にとって安全な水道水の安定した供給は、ライフラインとして欠かせない条件ですが、過疎地域には2上水道事業、1簡易水道事業及び1飲料水供給施設（令和3年度現在）が運営されており、水源や浄水場は、越智諸島の台浄水場を除くと、いずれも小規模な施設で良質な水質の確保や維持管理経費などの問題から水道事業及び水道施設の統廃合が進められています。

過疎地域の下水道事業は、特定環境保全公共下水道が4事業、農業集落排水施設が13事業、漁業集落排水施設が2事業で運営しており、特定環境保全公共下水道の木浦・有津処理区を除き、概ね整備を終えている状況であります。しかしながら、人口減少による使用料収入の減少や、供用開始後20年を経過した施設の老

朽化による維持管理経費の増加などの問題を抱えており、将来にわたり下水道事業を安定して運営していくためには、事業・施設の統廃合や大規模改修が課題となっています。

関前地区を除く過疎地域のし尿処理事業については、合併当時、3施設でし尿処理事業を行っていましたが、平成20年3月末に大三島衛生センター、平成26年3月末には、伯方衛生センター、大島衛生センターが搬入を停止し、現在は、今治衛生センターにおいて、全市域のし尿・浄化槽汚泥等の処理を行っています。

しかし、島しょ部の処理においては、搬入距離が延び、それに伴い搬入に要する時間も増大しているのが現状です。また、西瀬戸自動車道を利用する為、運搬経費の助成をしています。

過疎地域（菊間地区、関前地区を除く）のごみ処理事業については、各島1施設で行ってききましたが、陸地部に新たなごみ処理施設を建設し、島しょ部の施設は受入中継施設として整備することで、ごみ処理については、1施設に集約されました。

しかし、島しょ部においては、受入中継施設に搬入することができないごみを陸地部まで運搬する必要があるため、西瀬戸自動車道を利用する通行料の助成をしています。

関前地区のごみとし尿の処理は、平成17年3月20日から広島県呉市へ委託して実施していますが、呉市と今治市のごみ処理手数料に差額が生じており、地域間格差是正のため助成を行っています。

今後ごみの減量及び資源化を推進していくためには、燃やせるごみに多く含まれる資源の分別排出の徹底を進めていくことが課題となっています。

過疎地域の消防団は、青壮年層男子の流出により担い手が不足し、高齢化が進行しています。また、消防団員の多くは、市内中心部で仕事をしていることから、昼間の火災・災害時に出動できない状況にあり、装備についても改善が求められています。

一方、消防施設・設備は、経年による損傷・劣化が進んでおり、その維持管理が課題となっています。

火葬場については、現在の施設の老朽化が進む中、適宜、長寿命化を図りながら、運用する必要があります。

本市では、警察署・交通安全協会・各支部防犯協会が中心となり、交通安全普及活動や防犯教育・防犯相談を推進することによって市民の交通安全及び防犯に対する意識の高揚に努めていますが、過疎地域では、人家が少なく、高齢者が多い事もあり、特に夜間の交通事故防止と犯罪防止を推進する必要があります。

高度経済成長期に整備された公共施設又は公用施設が老朽化や耐震強度の不足などの理由により有効活用が見込めない状況にあり、生活環境の危険防止と景観保全のため解体撤去を行う必要があります。

【その対策】

●生活インフラの整備

「上水道、下水道等の整備」

過疎地域の水道施設（上水道、簡易水道等）については、令和2年度末の普及率が90.0%で、市全体の普及率の97.3%に比べて7.3ポイント下回っているため、今後も引き続き整備に努めます。

本市住民に安全な水を提供し、また、効率的な水道事業運営をするため、平成29年4月島しょ部の越智諸島水道事業に吉海簡易水道事業を統合しました。関前地区については、岡村・小大下簡易水道事業と大下簡易水道事業の2簡易水道事業を関前簡易水道事業1つに統合し、岡村・小大下地区は平成29年4月より広島水道用水供給事業から越境供給を受けています。

また、清潔で快適な生活環境を確保するためには、し尿や家庭排水の適正な処理が不可欠です。このため、合併処理浄化槽や集落排水施設・公共下水道などの整備を図るとともに、処理場や浄化槽の適正な維持管理に努めます。

上水道、下水道施設ともに、施設の損傷・劣化等を将来にわたって把握し、費用対効果の高い維持管理を行います。

「廃棄物処理」

ごみ処理については、3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を基本とし、ごみの分別徹底やリサイクル活動への取組を支援・推進するとともに、ごみ処理施設の集約に伴い、過疎地域（菊間地区、関前地区を除く）での住民への負担転嫁を防止するための運搬に関する経費の助成は継続し、円滑なごみ収集ネットワークの維持を図ります。

「消防、救急体制の整備」

多様な地勢に対応した効率的な常備消防の確立と12方面隊で構成される非常備消防組織の連携強化を推進するほか、耐震性防火水槽、消防ポンプ自動車等の計画的な整備に努めるとともに、損傷・劣化等の進んだ消防施設・設備については、状況を把握し、市全体を見る中で優先順位を決め費用対効果の高い維持管理に努めます。

消防団等充実強化法を踏まえ、加入促進を目的とした機能別消防団員、女性消防団員等の拡充や民間事業所と連携を図り各種消防団応援事業を推進します。

消防団活動の充実強化のための施策として、教育訓練の見直し、処遇、装備品の改善を推進し消防団の基盤強化を図ります。

また、消防防災ヘリコプター等を活用して、離島からの救急搬送を行うなど、消防救急体制を確立するとともに、高規格救急自動車や救急用資機材等の整備、救急救命士の計画的な養成に努めます。

「安全・快適な交通環境の実現」

安全で快適な交通環境を実現し、住民の生活利便の向上を図るために、生活道

の改修・舗装などの整備を図るとともに、歩行者・自転車と自動車の分離など交通安全対策も推進します。

「防犯灯の整備」

防犯灯は、自治会等において、設置や維持管理を行っています。市では、夜間における犯罪防止及び交通の安全を確保するため、防犯灯を管理する自治会等に対し、防犯灯の設置等に要した費用及び電気料金の補助を行っています。

「地域環境の保全」

地域の安心・安全な生活環境の維持と景観保全のために、公共施設等の解体撤去及び跡地の環境整備を行います。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-----------------------------|--|------|----|
| 5 生活 環境の 整備 | (2) 下水処 理施設 公共下水 道 | 特定環境保全公共下水道事業（伯方） 管渠布設工事 計画処理人口 4,130 人 計画処理面積 A=192.3ha | 今治市 | |
| | | 特定環境保全公共下水道事業（上浦） 処理池増設工事、農集接続管渠整備工 事 計画処理人口 1,410 人 計画処理面積 A=121.0ha | 今治市 | |
| | | 特定環境保全公共下水道事業（大三島） 雨水放流渠更生工事、農集接続管渠整 備工事 計画処理人口 1,070 人 計画処理面積 A=119.8ha | 今治市 | |
| | 農村集落 排水施設 | 農業集落排水処理施設（吉海：南浦名 駒） 処理場設備更新工事 計画処理人口 550 人 計画処理面積 A=14.0ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設（吉海：田浦） 処理場設備更新工事 計画処理人口 180 人 計画処理面積 A=19.8ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設（宮窪：宮窪） 処理場設備更新工事 計画処理人口 3,110 人 計画処理面積 A=82.0ha | 今治市 | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|----------|--|-----|--|
| | | 農業集落排水処理施設(宮窪：友浦) 処理場設備更新工事 計画処理人口 620 人 計画処理面積 A=16.0ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(伯方：北浦) 処理場設備更新工事 計画処理人口 820 人 計画処理面積 A=32.3ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(上浦：盛) 処理場設備更新工事 計画処理人口 910 人 計画処理面積 A=28.0ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(大三島：野々江) 処理場設備更新工事 計画処理人口 1,070 人 計画処理面積 A=33.7ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(大三島：宗方) 処理場設備更新工事 計画処理人口 1,030 人 計画処理面積 A=32.0ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(関前：岡村) 処理場設備更新工事 計画処理人口 890 人 計画処理面積 A=14.3ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水処理施設(関前：大下) 処理場設備更新工事 計画処理人口 110 人 計画処理面積 A=8.2ha | 今治市 | |
| | | 農業集落排水施設整備事業(強靱化型) 野々江口総地区 事業計画策定一式 処理施設一式 管渠施設 L=3,100m ポンプ施設 N=4 箇所 | 今治市 | |
| | (5) 消防施設 | 消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 1 台 (吉海) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ積載車(軽四) 2 台 (宮窪) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ付積載車(軽四) 1 台 (宮窪) | 今治市 | |

| | | | | |
|--|----------|-----------------------------|-----|--|
| | | 小型動力ポンプ一式 1台 (宮窪) | 今治市 | |
| | | 消防ポンプ自動車 (CD-I型) 1台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ積載車(軽四) 1台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ一式 4台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ一式 4台 (上浦) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ積載車(軽四) 5台 (上浦) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ一式 2台 (大三島) | 今治市 | |
| | | 小型動力ポンプ一式 1台 (関前) | 今治市 | |
| | | 資機材搬送車(軽四)1台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 指揮車 1台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 高規格救急自動車 1台 (宮窪) | 今治市 | |
| | | 消防ポンプ自動車 1台 (伯方) | 今治市 | |
| | | 広報車 3台 (宮窪、上浦、関前) | 今治市 | |
| | (6) 公営住宅 | 伯方尾浦団地下水道接続工事 1棟18戸 | 今治市 | |

| | | | | |
|-------------------|--|---|-----|--|
| | | 関前岡村城ノ谷団地改良事業 3棟14戸 | 今治市 | |
| (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | | 公共施設等解体撤去事業（上浦：第2分断第2班旧消防ポンプ蔵置所） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（菊間：クリーンシステム菊間） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（宮窪：大島クリーンセンター） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（伯方：伯方クリーンセンター） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（大三島：大三島クリーンセンター） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（上浦：大三島衛生センター） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（伯方：隅田団地） 1棟1戸 | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（伯方：伯方平尾団地） 3棟3戸 | 今治市 | |
| | | 防犯灯設置等及び防犯灯電気料金補助金交付事業（菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前） | 今治市 | |
| | | ごみ処理費用助成事業（関前） | 今治市 | |
| | | 生ごみ処理機等購入費補助金交付事業（菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前） | 今治市 | |
| | | 一般廃棄物運搬費助成金交付事業（吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島） | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業（旧防災情報通信設備）（菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前） | 今治市 | |
| | | 過疎地域持続的発展基金（公共施設等解体撤去事業） | 今治市 | |

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本市の過疎地域における高齢比率は、47.7%（令和3年4月市高齢介護課調）と市全体の35.3%に比べて12.4ポイント高い状況にあり、在宅福祉に重点を置いた高齢者対策は喫緊の課題となっています。

このため、今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の理解の醸成を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努め、地域共生社会の実現を図っていくことが重要であるとの認識のもと、「おもいやりの心で、支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を基本理念に掲げました。

障がい者に対しては、障がい者施策の基本計画である「今治市障がい者計画」と実施計画である「第6期今治市障がい福祉計画」「第2期今治市障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。そのため、障がい福祉サービスの充実や障がい者福祉施策の推進を図りながら、障がいのある人の自立や社会参加を促進し、障がいのある人にやさしい健康・福祉のまちづくりを進めます。

近年、障がい児通所支援の利用を希望する子どもが増加しており、身近な地域で適切な時期に療育が受けられるよう、提供体制の充実を図ります。併せて個別支援計画等を充実させ、就学前から就学中、さらにその後の生活まで一貫した支援体制の整備に努めます。

住みなれた地域で生活することができるように、より一層の障がい福祉サービス等の充実が求められています。

一方、子育て世帯が安心して子育てできる環境整備のため、各地域の主任児童委員、保健師、地域子育て支援拠点事業所、小中学校等との連携を強化し、今治地域の専門機関に情報を集約するシステムを構築し、児童虐待の未然防止や発達障がいの早い段階での実態把握及び対応に取り組む必要があります。

また、児童館のネットワーク化を推進し、各種イベントの共同開催や巡回指導等の連携事業の充実を図るとともに、各館の人的資源についても、集約・一元化を図る必要があります。

さらに、過疎地域においては、少子化の進行に伴い入所児童数が減少し、施設の小規模化が進んでいるため、子どもたちの社会性育成や、施設運営など様々な面での影響が懸念されております。また、施設が老朽化していることから、施設の統廃合による集団保育の維持や施設の更新・長寿命化等により、過疎地域における安全・安心で持続可能な保育提供体制の維持・構築を図っていきます。

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉

【現況と問題点】

過疎地域においては、高齢化の進展等に伴い要介護者・障がい者数も増加を続けており、適切なサービス提供の確保が課題となっています。また、地域で不十

分な障がい児対応や専門性の高い施設の整備、障がい者の社会復帰等を支援する就労支援施設の充実などに対する強い要望もあります。

核家族化や晩婚化・単身化の進行などにより、児童、高齢者、障がい者などの養育や介護に対する家庭や地域の機能が低下しつつある一方で、少子・高齢社会の到来や生活意識の変化、価値観の多様化などによって福祉需要は増大かつ多様化しつつあり、高齢者や障がい者が温かいふれあいを感じながら快適な生活を送ることができるよう、地域における福祉活動を推進していく必要があります。また、生産年齢人口の減少により、福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。

こうした状況のもと、障がい者をはじめ児童から高齢者まで、全ての住民が共に楽しみ、親しみ、ふれあいの輪を広げ、福祉の心を育む啓発活動や学習活動を通じて、連帯意識を醸成するなど、ノーマライゼーションの考え方を基本とした住民一人ひとりの自助努力と地域住民の協力に支えられた、人生80年時代にふさわしい心の通う福祉社会づくりを推進していく必要があります。

【その対策】

●高齢者福祉の推進

高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築し、地域共生社会を実現するため、地域包括支援センターを地域ケアの中核とし、医療・介護・予防・住まい・生活支援のネットワークを形成し、協働で支え合う地域社会、高齢者が積極的に社会参加できる地域社会、誰もが健康で過ごせる地域社会を高齢者福祉の基本方針とし、「おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を目指します。

そのため、介護サービスの充実を図るとともに在宅医療・介護の連携、認知症対策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等の事業を推進することとし、特に、過疎地域においては、地域ケア会議や支所との連絡会を活用し、高齢者の相談受付や実態把握を行うとともに、関係者の研修参加等による人材育成と社会資源の整備推進に努めます。また、職員の処遇改善をはじめ、業務負担の軽減や職場環境の改善、仕事の魅力発信など総合的な福祉人材確保対策の取り組みを推進していくことが重要です。

●障がい者（児）福祉の推進

今治市基幹相談支援センターを中心に、総合的かつ専門的な相談支援、地域の相談支援体制の充実、多機関との連携強化、障がい者の権利擁護および虐待防止に関する周知や啓発、福祉施設や病院から地域生活への移行を促進します。

発達障がいのある方、その疑いのある方、発達に不安がある方への支援については、早期発見・早期対応により地域での円滑な生活へつないでいくために、今治市発達支援センターを活用し、本人やその家族等の相談を受け、関係機関と調整し、一貫した支援を行うことができるよう努めます。

また、精神障がいのある方やその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう医療・保健・福祉関係者等の情報共有や連携強化に努めます。難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供については、難病等の特性や利用者のニーズに対応した実施ができるように努めます。

障がいがある方が、住みなれた地域で自らサービスを選択し自立した生活ができるよう、また、障がい福祉の着実かつ効果的な推進のため、庁内関係各課の連携を一層強化するとともに、保健・医療機関、福祉機関、教育機関、雇用・就労機関等の連携・相互協力を図ります。

●児童福祉の推進

過疎地域では、若年者層の流出に伴い、児童数の減少が顕著であります。将来の担い手を育成するため、今治市子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、未来の今治を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備、社会の実現に努めます。

そのために、保育所、児童館、地域子育て支援拠点事業所、小中学校、主任児童委員、保健師、医療機関等による子育てネットワークの構築、情報の共有を促進し、様々な事情を抱える子育て家庭の方々も容易に溶け込める地域づくりに努めます。

また、児童館では、今治地域の児童館を核として、人的資源（ジュニアボランティアや協力団体等）の一体的活動、共同イベントの開催、児童館のない過疎地域への巡回指導など連携の強化に努めます。

過疎地域においては、少子化の進行に伴い入所児童数が減少し、施設の小規模化が進んでいるため、子どもたちの社会性育成や、施設運営など様々な面での影響が懸念されております。また、施設が老朽化していることから、施設の統廃合による集団保育の維持や施設の更新・長寿命化等により、過疎地域における安全・安心で持続可能な保育提供体制の維持・構築を図っていきます。

一方、就労地域での保育や乳幼児の一時預かり制度など、共稼ぎや核家族世帯の増加など、社会情勢の変化に伴う子育て環境の充実を図るほか、病児保育など新たな施策に取り組みます。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|--------------------------|--------------|------|----|
| 6 子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 | (1) 児童福祉 施設 児童館 | 伯方児童館下水道接続工事 | 今治市 | |
| | (3) 高齢者福 祉施設 老人ホーム | 養護老人ホーム整備事業 | 今治市 | |

| | | | | |
|----------|----------------------------|---------------|-----|--|
| 祉の向上及び増進 | 老人福祉センター | 宮窪福祉センター改修事業 | 今治市 | |
| | | 伯方福祉センター改修事業 | 今治市 | |
| | | 上浦福祉センター改修事業 | 今治市 | |
| | | 大三島福祉センター改修事業 | 今治市 | |
| | (7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | 大三島保健センター改修事業 | 今治市 | |

3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合

●施設類型の基本的な方針

「福祉センター、保健センター」

| 施設名称 | 所管課 | 建築年度 | 主体構造 | 延床面積(m ²) | 長期的な検討の方向性 |
|--------------|-------|------|------|-----------------------|------------|
| 今治市宮窪福祉センター | 福祉政策課 | 1998 | R C | 535.08 | 民間譲渡等 |
| 今治市伯方福祉センター | 福祉政策課 | 1996 | R C | 378.69 | 民間譲渡等 |
| 今治市上浦福祉センター | 福祉政策課 | 1999 | R C | 294.04 | 民間譲渡等 |
| 今治市大三島福祉センター | 福祉政策課 | 1993 | R C | 524.50 | 民間譲渡等 |
| 今治市大三島保健センター | 健康推進課 | 1995 | R C | 821.00 | 民間譲渡等 |

福祉センター及び保健センターにおいては、「民間譲渡」する方針を定めている。これは、公共的性格を持つ団体への譲渡により、保健に関する機能を維持しようとするものであり、地域医療体制の充実・強化を図る当計画と整合している。

第8 医療の確保

1. 医療の確保の方針

本市は、8病院で構成される第2次救急輪番制及び休日・夜間急患センター、内科・小児科の在宅当番医制度の運営等の救急医療体制の堅持・充実に努めるほか、地域がん診療連携拠点病院や周産期医療の拠点となる病院等によるがん、脳血管疾患、周産期、小児科医療等の高度医療の充実も併せて図っていき、きめ細かな医療サービスを提供する必要があります。

また、看護師不足を改善するための看護専門学校への支援や救急搬送体制の充実等も併せて推進するとともに、周辺地域との地域間格差を是正するための病診連携等の新たな方法を検討し、概ねの医療が圏域内で完結できる地域医療システムの構築に努めます。

こうした、本市の取組の中でも、特に過疎地域における医療の確保については、地域医療に従事する医師等の医療従事者の確保と医療の質の向上が喫緊の課題であり、取り分け離島の医師の確保については、県、医療関係者、行政等が連携・調整を図り、取り組む必要があります。

(1) 地域医療

【現況と問題点】

本市では、健康づくりの中核となる保健所や医療機関が非過疎地域（陸地部）に偏在していることや島しょ部など地理的要因のために、市域全体にわたってきめ細かな医療サービスを提供することが困難となっている一方で、豊かな自然に恵まれた過疎地域と市中心部との交流を通して自然の中で健康を育むウェルネス空間の形成が期待されます。こうしたことから、適切な施設配置に努めるとともに広域的な協力・支援体制の構築や情報通信技術を活用した医療システムの構築など地域医療体制の整備が課題となっています。

【その対策】

●地域医療サービスの充実

「地域医療体制の充実・強化」

「かかりつけ医」の普及や広域的な協力・支援体制づくりの検討、プライマリーケア（初期治療）を基本とした健康増進や疾病予防から治療、リハビリテーションに至る包括的な医療体制の確立などに努め、地域医療体制の充実に努めます。

また、高度情報通信技術を活用して医療機能に関する情報収集や患者紹介等の連携システムの構築に努め、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の広域的な連携体制づくりを促進するほか、島しょ部に居住する妊産婦・乳児の健診受診、産後ケア事業利用者、乳幼児・児童の休日・夜間の受診に対して支援を行い、これによってへき地・離島医療体制の充実にも努めます。

「救急医療体制等の整備」

休日夜間診療所の整備や在宅当番医制、病院群輪番制等の充実を図り、高度救急医療施設の整備を検討するとともに、へき地・離島などについては、患者輸送手段の確保など搬送体制の強化に努め、広域的な救急医療体制の整備・充実に努めます。

また、大規模災害による多数の患者発生や医療機関の被災に伴う医療機能の低下等に対応するため、関係医療機関の協力のもと、災害時における医療救護体制の整備に努めます。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的 発展施 策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-------------------------------|--|------|----|
| 7 医療 の確保 | (3) 過疎地 域持続的 発展特別 事業 | 岡村診療所等管理運営事業（関前） 岡村診療所 大下出張診療所 小大下出張診療所 | 今治市 | |
| | | 宮窪診療所用地借上事業（宮窪） | 今治市 | |
| | | しまなみの子どもを育む交通支援事業 （吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前） | 今治市 | |

3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合

●施設類型の基本的な方針

「診療所」

| 施設名称 | 所管課 | 建築 年度 | 主体 構造 | 延床面 積(m ²) | 長期的な検討の 方向性 |
|----------|-------|----------|----------|---------------------------|----------------|
| 岡村診療所 | 健康推進課 | 1964 | R C | 378.00 | 継続（延命化） |
| 大下出張診療所 | 健康推進課 | 1964 | R C | 131.00 | 継続（延命化） |
| 小大下出張診療所 | 健康推進課 | 1984 | R C | 109.00 | 継続（延命化） |

診療所においては、過疎地域に所在する3つの診療所全てにおいて「継続（延命化）」する方針を定めている。このため、地域医療体制の充実・強化を図る当計画と整合している。

第9 教育の振興

1. 教育の振興の方針

近年の少子高齢化や人口減少、経済のダウンサイジング、グローバル化やデジタル化、さらには新型コロナウイルスによる社会変容などの流れが一気に加速する中、子どもを中心に置いて、子どもを支える大人が、地域社会が、時代が求める教育の有り様の変化を絶えず汲み取り、着実に実践していくことが求められています。

過疎地域における子どもの数の減少は顕著ですが、行政が関係機関の方々と手を取り合い、学校・家庭・地域が相互補完的に連携することで、未来を担う、全ての子どもたちの健やかな成長をサポートしていきます。

また、生涯学習・スポーツ活動等の推進については、気軽に参加できる学習やスポーツの機会提供を通じて、地域住民の豊かで潤いのある生活や地域コミュニティの強化を推進するとともに、各地域に多数存在する文化・体育施設の拠点となる中核施設の在り方を検討する必要があります。

(1) 学校教育等の充実

【現況と問題点】

コロナ禍により、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しつつあります。国の「GIGA スクール構想」の実現が加速され、令和2年度中に、児童生徒一人1台の学習用タブレット端末の整備と校内通信ネットワークの整備が完了しました。また「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、公立小学校は令和3年度から段階的に35人学級に移行されることになりました。

このような状況の中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の学校施設の改修や、トイレの洋式化を進めていく必要があります。

一方で、全国的に少子化が進む中、本市においては、子どもたちのより良い教育環境と、望ましい学校教育の実現を目的として、平成22年以降、学校の適正配置を実施してきました。当時合意に至らなかった地区（菊間地区・大島地区・大三島地区を含む）においても、学校の小規模化が更に進んでいるため、適正配置について再度検討する必要があります。

高等学校については、島しょ部に今治北高等学校大三島分校、今治西高等学校伯方分校があります。分校の教育振興を図るため、島外から通学する生徒や下宿生に対して、支援をおこなっていますが、いずれも定員割れが続いている状況です。

一方で、地域の結びつきの希薄化や、核家族化・少子化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

【その対策】

●学校教育等の充実

新型コロナに対応するため、市内どこに住んでいても、等しく学ぶことができるよう、学校現場のICT化を迅速に進める一方で、教室や校外でのリアルな授業・体験も大切です。デジタルとリアルをミックスさせた、新しい学びの形を確立していきます。また地域で支え育てた子どもに、地域の産業を知ってもらい、地域での雇用につながるよう、産業教育にも力を入れるとともに、「日本一おいしい給食」を提供することで、郷土愛を育てていきます。

学校施設の改修については、優先順位を決めて計画的に事業を進めていきます。

また、小学校の適正配置については、小規模化が進んでいることを踏まえ、子ども達のよりよい学びの環境づくりの視点から、保護者をはじめとする地元代表者との協議を進めていきます。

高等学校については、島しょ部高校の教育環境や教育力の維持向上を図るため、引き続き教育振興費補助金を交付し、高校存続に向けて支援してまいります。

●青少年の健全育成の推進

「学校と家庭・地域社会との連携」

家庭や学校、地域、関係機関などが、それぞれの役割を果たしながら連携し、様々な悩み事を抱える青少年や保護者に対する相談・指導体制を整備します。

また、児童クラブの拡充など放課後児童対策の充実に努め、青少年の健全育成を支援します。

「活動の場・活動機会の充実」

同世代や異世代との交流の促進や各種講座など学習機会の充実に努め、自主学習グループの育成、指導者の養成、団体間の相互交流等に努めます。

また、ボランティア活動や地域活動などに参画できる体験機会や場の提供、指導者の育成、情報提供など支援の拡充に努めます。

(2) 生涯学習・スポーツ活動等の推進

【現状と問題点】

社会情勢等の変化により、地域住民の生活様式の多様化とともに、生涯を通じての学習意欲が過疎地域においても高まっています。気軽に参加できる学習やスポーツの機会提供を通じて、地域住民の豊かで潤いのある生活や地域コミュニティの強化を推進する必要があります。また、より主体的で個性豊かな学習活動を展開するうえで、地域での人材の発掘や育成が欠かせないものとなっています。

さらに、施設整備の面においても、市民からの学習要求や必要課題の実施に応じるため、地域の実情にあわせた社会教育やスポーツ施設、集会施設等の整備や機能集約が必要となっています。

【その対策】

行政、社会教育関係機関、各種団体及び学校等が連携を図りながら、生涯各期のそれぞれの課題に応じた学習活動を提供し、実践するとともに、地域での人材の発掘や育成に努めます。また、生涯学習・スポーツ、人権啓発・教育、地域コミュニティ強化等の推進により、地域社会の中でお互いを尊重しながらそれぞれが自立して暮らせる豊かな地域づくりをめざします。

社会教育・スポーツ施設、集会施設等については、生涯学習を推進する機能にあわせて、観光・地域間交流やコミュニティ、福祉の向上、健康増進活動など、住民自治を実現していく上で多様な役割をもつ交流の拠点として重要であり、施設の計画的な修繕・更新等を行います。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|------|----|
| 8 教育 の 振 興 | (1) 学校 教 育 関 連 施 設 水 泳 プ ー ル | 伯方小学校プール下水道接続工事 (伯方) | 今治市 | |
| | 教職員住宅 | 関前出雲教職員住宅改修工事 (関前) 給水設備改修工事(8戸) | 今治市 | |
| | 給食施設 | 菊間調理場蒸気ボイラー取替工事 (菊間) | 今治市 | |
| | | 菊間調理場高圧機器取替工事 (菊間) | 今治市 | |
| | | 伯方調理場給食配送車更新 (伯方) | 今治市 | |
| | (3) 集会 施 設、体育施 設等 公 民 館 | 吉海学習交流館空調改修事業 (吉海) | 今治市 | |
| | | 今治市菊間支所(公民館)非常用発電装 置取替工事(菊間) | 今治市 | |
| | | 伯方開発総合センター改修事業 (伯方) | 今治市 | |
| | 体育施設 | 菊間コミュニティホールトイレ設置工 事(菊間) | 今治市 | |
| | (4) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 | 島しょ部高校教育振興費補助金交付事 業(伯方、大三島) | 今治市 | |
| | | 島しょ部高校魅力創造支援事業 (伯方、大三島) | 今治市 | |

3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合

●施設類型の基本的な方針

| 中分類 | 施設名称 | 所管課 | 建築 年度 | 主体 構造 | 延床面 積(m ²) | 長期的な 検討の方向性 |
|------------|---------------------|-------------|----------|----------|---------------------------|---------------------|
| その他 | 関前出雲教職員住宅 | 教育大綱 推進課 | 1979 | RC | 476.28 | 継続(延命化) |
| 集会施設 | 今治市菊間公民館 | 生涯学習課 | 1981 | RC | 2729.35 | 継続(現状維持) |
| 集会施設 | 今治市伯方開発総合センター | 生涯学習課 | 1986 | RC | 3404.18 | 継続(集約化・複合化) |
| スポーツ 施設 | 今治市営菊間コミュニティ ホール | スポーツ 振興課 | 1993 | 重鉄 骨 | 1591.76 | 継続(施設整備計画見 直し予定) |

第10 集落の整備

1. 集落整備の方針

本市の過疎地域に所在する集落では、人口減少や高齢化の進展に伴い、集落機能の維持が困難になる集落が増えつつあります。

集落は、固有の歴史を背景に多様な成り立ちを持って存在しており、それぞれの集落の実情に応じた対策を講じることが必要であるとともに、集落を支える人材の育成・確保に努めなければなりません。

また、過疎地域では、人口減少によってコミュニティも崩壊の危機にあり、生活相互扶助機能や地域資源管理機能など、地域を支えていくうえで重要な自治機能が急速に低下しつつあります。

これらの問題に対処するためには、過疎地域の良好な自然環境や文化的環境等を求めて増加傾向にある、U J I ターン者及び移住者にも対応できる情報の発信と集落の整備を促進することが必要であります。

また、過疎集落は、交通条件が悪く、医療、教育等の基礎的な公共サービスの確保が困難な地域であることから、住民の意向を尊重しながら、集落の再編成や整備を通じて、地域の居住環境の向上を図ることが求められています。

(1) 集落の維持と活性化

過疎集落の人口減少に歯止めをかけるため、近年注目されている田舎暮らしの実現に必要な情報を発信し、U J I ターン者のニーズに合った新鮮な情報を提供していくとともに、集落機能を維持するボランティアの活用についても進めていきます。

また、住民自らが集落の課題を洗い出し、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描きながら、住民主体による地域づくりを進めていけるよう、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりを促進するとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など、過疎地域を維持・活性化させるための人材力の強化を図ります。

(2) 各地域別の現況と問題点

【菊間地区】

菊間地区は市の最西端に位置し、松山市と隣接しているため、今治市街地や松山市等への人口流出が激しく、地区内には大型石油精製事業所が存在するものの、町外からの通勤者が大半となっています。このようなことから人口は最盛期の半数程度にまで減少しています。

過疎・高齢化により地場産業の製瓦業や第1次産業が衰退し、小売業や飲食店はほぼ店を閉じているため、買い物難民を生んでいます。

【吉海地区】

各集落を結ぶ生活道路は順次整備がなされてきましたが、集落内の道路は依然として整備が遅れています。そんな中で町内14集落のうち平草地区・江越地区及び南浦地区は、近隣集落から2～3km離れているものの、近年はロケーションの良さから別荘等の家屋が建設されています。

【宮窪地区】

9集落に分かれています。近年、若年層の都市部への流出等に伴い、集落が弱体化しています。このため、人口流出防止及びU J I ターン者に対応できる集落の整備が必要です。

【伯方地区】

集落形態の歴史は明治時代に遡り、5集落に分けることができ、その形態は自治会として残っています。これらの集落は本地区の中心に位置する標高304mの宝股山（ほこさん）を取り囲むように散在し、それぞれの集落規模も小さく、地形的に分断されていました。しかし、国道317号と県道伯方島環状線の整備に加え、バス路線の整備、自家用車の普及等により、集落間の交流が活発になってきています。

現在急速に進展中の高齢・少子、核家族化、空き家の増加などにより、集落内にある昔からの良き伝統である相互扶助機能の弱体化が危惧されています。

【上浦地区】

盛、井口、甘崎、瀬戸と4集落があり、認定こども園、老人憩の家、公民館、集会所等公共施設が配置されていますが、柑橘生産のみに偏った産業構造による他地域との所得格差の拡大、若年層の流出に伴う地域活力の低下、高齢化に伴う社会機能の減退が見られており、今後道路網の整備等、基盤整備を図ることにより集落の活性化が必要です。

【大三島地区】

集落形態は、海岸線に9集落が点在しており、それぞれの集落規模も小さく、地形的距離的にも分断されています。県道大三島環状線の整備と自家用車の普及により、集落間の交流は活発になっているものの、依然地域性が強く、効率的な行政運営のための集落合併などの施策については、経費的にも住民感情の点からも現時点で困難です。また、高齢化、過疎化の進行による集落内の相互扶助機能の弱体化が心配されています。

【関前地区】

3つの有人島からなり、それぞれわずかな平地に集落を形成し人家は密集しているため、集落の整備は要さないと思われます。しかしながらその反面、過疎化により空き家も目立ち、少しでも立地条件のよい場所へ移転をと、個々で売買の話をするものの、先祖代々継承してきた土地は愛着があり、又、老後を故郷で過ごしたいとの思いからままならないのが現状です。

(3) その対策

【菊間地区】

人口減少に伴う空き家・空き地対策により、働く世代の定住の促進を図るとともに、今後さらに増加が見込まれる、「車を持たない高齢者」が利用できる交通体系の整備など、地域の住環境の改善・向上を図ります。

【吉海地区】

島内道路を整備するとともに、下水排水処理については、計画的に整備するこ

とで、清潔で快適な生活環境を確保し、居住条件の向上を図ります。

また、U J I ターンを含め移住者の増加に対応できるよう、情報発信を充実させるとともに、地域の活性化に向けた取り組みの支援により、集落間の連携だけでなく、関係人口の創出を図ります。

【宮窪地区】

過疎化の進行に伴い弱体化する集落の生活、生産等の機能を保持するため、住民の意向を尊重しながら、道路の整備、公共施設の整備等を行い、地域の居住環境の向上を図ります。また、必要に応じて、集落の再編成、整備を行い、定住条件の改善を図ります。

【伯方地区】

今後は、集落の住民組織、それぞれの集落にある集会所等の集会施設、空き家、遊休農地の再利用等、集落内に内在する諸問題の洗い出しを行い、共通する問題の分野、個々に抱えていた問題の分野に分別し、行政と集落がそれぞれ役割分担を行い、諸問題を解決しながら集落を活性化させます。また、生活道路等の整備を進めることにより、集落間の交流連携を促進させ、地区全体の活性化へと結びつけていきます。

さらに、公共下水道を計画的に整備することで、清潔で快適な生活環境を確保します。

【上浦地区】

集落の活性化のため、移住交流の一層の充実・強化に努め、それらに対応する住宅問題も併せて解決し、地域活力の高揚を図るとともに、島であることの特徴を活かした諸施策により都市との交流、世代交流を図り、連帯意識に支えられた活力ある地域づくりを目指します。

【大三島地区】

地域活力の高揚を図るため、ラントゥーレーベンを中心に移住交流を推進するとともに、今後は、各集落の住民、施設、農地などの土地利用に至るまで、有機的に関連づけ、地域の振興を図っていきます。一方、集落ごとに農業地域、商業観光地域、保養地域など特徴ある活性化方針を打ち出し、そのための施策を展開していきます。

【関前地区】

平成 20 年 11 月に安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）が関前岡村島まで開通し、かつ平成 24 年 10 月からは瀬戸内しまなみ海道の玄関口（宗方港）と安芸灘とびしま海道の玄関口（岡村港）がフェリーで結ばれたことにより、今後、さらにサイクリストやツーリスト等の来訪者の増加が見込まれることから、地域の環境美化の推進活動とともに、地域資源を活かした観光振興及び農水産業の振興等を図り、環境変化に伴う集落整備・定住促進に努めていきます。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持 続 的 発 展 施 策 区 分 | 事 業 名 (施 設 名) | 事 業 内 容 | 事 業 主 体 | 備 考 |
|-------------------------|---|---|---------|-----|
| 9 集 落 の 整 備 | (2) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 | 地 域 活 性 化 推 進 事 業 費 補 助 金 交 付 事 業 (菊 間 、 吉 海 、 宮 窪 、 伯 方 、 上 浦 、 大 三 島 、 関 前) | 今 治 市 | |

第11 地域文化の振興等

1. 地域文化の振興等の方針

本市過疎地域は、多様な歴史的背景を持った地域によって構成されており、その歴史文化は市民と地域社会の誇りであり、こうした地域の文化活動、文化財や伝統行事の保存・継承を支援するほか、市民相互の交流を促進することで、地域の多様性や個性の発揮と活性化を図ります。

また、市民が地域の自然や文化を体験する機会を増やすことにより、来訪者への“おもてなしの心”を育み、「また訪れてみたいまち “今治”」を目指した受け皿づくりを推進し、観光・交流の活性化を図ります。

さらに、優れた文化芸術鑑賞機会の拡充や、美術館、博物館等の文化施設の有効活用により、文化面における都市住民との交流を推進します。

(1) 誇りと個性を育む地域文化の創造

【現況と問題点】

住民の意識や価値観は、物質的充足から生活の質の重視へと変化し、画一的な生活様式からより個性的・人間的な生き方を求める方向へと移行しています。その中で、住民の文化に対する関心と欲求の高まりを生むとともに、自己の能力や可能性を活かし、人間としての生き方や暮らし方を質的に高めていこうとする積極的な活動を生んでいます。

こうした住民の幅広い文化活動要求に応じて、住民一人一人が心豊かな生きがいのある生活をおくれるよう、住民の自由な文化活動の場を提供するほか、地域文化活動のエネルギーを結集するイベント等の創出や人びとの活動を支援する条件を整えることなどが求められます。さらに、こうした様々な文化活動に対する環境の整備や全国各地域との活発な文化交流を通して住民の文化意識の高揚を図り、伝統的な文化の継承と新しい文化の創造による本圏域の風土や伝統に根ざした地域性豊かな文化を醸成することが望まれます。

しかしながら過疎地域においては、人口減少及び少子化・高齢化により、文化活動や地域に伝わる祭りなどの伝統行事の後継者が不足し、継承が困難な状況になってきており、これらを継承する次世代の担い手の育成を図る必要があります。

過疎地域にある文化施設は7施設あり、建築年が昭和57年から平成23年のものまで様々で、うち4施設が篤志家からの寄付によるものです。老朽化が進んでいる施設もあるなか、財政的な逼迫も抱え、施設を取り巻く状況を把握し、計画的かつ効率的な維持管理、施設の利活用を促進する必要があります。

【その対策】

●個性ある地域文化の創造

「文化施設の利用促進」

過疎地域には、吉海郷土文化センター、村上海賊ミュージアム、村上三島記念館、大三島美術館、ところミュージアム大三島、岩田健母と子のミュージアム、伊東豊雄建築ミュージアムと、多数の文化施設があります。村上海賊ミュージアムにおいては、日本遺産村上海賊や国指定史跡能島城跡のビジターセンターとしての整備を進め、伊東豊雄建築ミュージアムにおいては、ワークショップの開催などソフト事業を実施し、全国から建築家志望の学生等を招き、地域と連携した利活用の展開に努めるなど、各施設の特性を活かした、魅力のある事業展開を行います。そして関連施設との連携事業等も積極的に行いながら、効果的な情報発信で全国に売り込み、利用率の向上に努めます。

また、各施設の連携により、点から線へとつなぎ、その線をたどって人が回遊することができる参加型しまなみアートミュージアムの開催、各文化施設と他分野の地域資源を繋ぐマイクロツーリズムの推進等により、観光商品化につなげ地域の活性化を図ります。

「芸術文化活動の振興」

地域住民の自主的な創作活動を奨励、推進するため、文化行事や各種文化団体・民間等が行う文化活動に対する支援を行い、活動の成果を発表する場の拡充に努めます。

また、地域住民一人一人が生活文化を高め、日常生活の中で文化活動に親しみ、豊かで生きがいのある生活を送れるよう、優れた芸術文化にふれる機会や、人と人の出会いの場となる親しみやすい自由な文化交流の場を創出し、地域住民が文化活動に気軽に参加できる機会の拡充に努めます。

そして、各文化活動の素晴らしさや魅力を幅広く伝えていくため、文化団体等との協働により、インターネットやSNS等を活用した効果的な情報発信や、体験事業等を行っていくことにより、後継者や担い手を育成し、文化の継承に繋げる取組に務めます。

●文化資源の継承と活用

「文化財の保存と活用」

指定・未指定にかかわらず地域に残された貴重な史跡、埋蔵文化財、歴史的建造物などや地域的特性や学術的価値の高い名勝、天然記念物等を積極的に顕彰し、これを後世に伝えていくため、計画的に調査を行い、その保存に努めます。特に、埋蔵文化財や学術的価値の高い天然記念物等については、開発との調整を図りながら調査・保存を促進します。

また、歴史的建造物や史跡等については、歴史的景観の保全と活用という観点から、その保存と周辺環境の整備を行い、地域住民の学習や憩いの場として、広くその活用を図ります。

さらに、文化財案内書の作成や文化財の展示公開等に努め、地域住民が文化財に親しむ機会の拡充と文化財愛護思想の普及を図ります。

「民俗文化財の保存・継承」

地域に古くから伝わる祭りや行事、民俗芸能、歴史民俗資料等を保存・継承するため、これらの調査を計画的に実施し、その記録の作成を進めるとともに、保存団体の育成や後継者の養成・確保に努めます。

「日本遺産村上海賊の魅力発信」

戦国時代、宣教師から日本最大の海賊と称された村上海賊は、瀬戸内海を守り、交易や流通の秩序を支える海上活動を生業としましたが、このストーリーが平成28年に日本遺産の認定を受けています。村上海賊の構成文化財は、この地域にしか見られない島全体を城郭化した能島城跡、甘崎城跡などをはじめとして、芸予諸島一帯に43箇所あり、地域に点在する歴史的的魅力に溢れた文化財群をパッケージ化し、地域全体で総合的に整備活用することで地域ブランディングを核とした地域活性化を図ります。

日本遺産認定後、共に認定を受けた尾道市と、文化財の調査研究、公開活用のための説明板の整備、パートナー養成講座や教育機関・各種団体への出前講座等の人材育成、企業とのコラボによる商品開発やツアー等の啓発、ポスター・パンフレット・映像・HP・SNSによる情報発信等を行っていますが、これらを継続して更に進めていくことにより、郷土愛の醸成と文化の継承、若者の地元定着を促進します。

また村上海賊に関係の深い地域や、全国の日本遺産認定団体とも連携交流を深め、国内外への情報発信、普及啓発を進めることで来訪者の増加に繋がります。

2. 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-------------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | 正月鼻古墳公園トイレ給水ポンプ取替工事(関前) | 今治市 | |
| | | 加圧給水ポンプユニット取替 1式 | | |
| | 地域文化振興施設 | 史跡能島城跡保存整備工事(宮窪) | 今治市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | お供馬の行事保護育成事業補助金交付事業(菊間) | 今治市 | |

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

今後カーボンニュートラル、低炭素社会の形成を目指すうえで、家庭や事業所における省エネルギー化を進め、衣食住や移動などライフスタイルに起因する温室効果ガス排出量の削減を図るだけでなく、地域の再生可能エネルギーを活用して脱炭素に向けた取り組みを進める必要があります。

【現況と問題点】

現在、過疎地域においても、太陽光発電の普及が進んでいますが、高齢化が進む中で再生可能エネルギーへの理解は進んでいないのが現状です。

また、遊休農地への太陽光パネル設置が増加している中、初期投資や設置後の維持管理などがその普及に向けた障壁となっています。

【その対策】

再生可能エネルギーを地域の暮らしに取り入れることは、低炭素化による地域環境の保全のみならず、経済活性化など地域の持続的な発展に資する重要な取り組みであり、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にも繋がる可能性があることから、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進を図ります。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域間交流イベント支援事業 (菊間、大三島) | 今治市 | |
| | | 地域間交流イベント支援事業(市民協働型イベント事業費補助) (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦) | 今治市 | |
| | | 過疎地域持続的発展基金 (地域間交流イベント支援事業) | 今治市 | |
| 2 産業の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域総合振興事業費補助金交付事業 (しまなみ商工会) (吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島) | 今治市 | |
| | | 今治市商工労政関係補助金交付事業 (菊間町窯業協同組合) (菊間) 今治市 | 今治市 | |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 公共施設等解体撤去事業 (上浦:第2分断第2班旧消防ポンプ蔵置所) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (菊間:クリーンシステム菊間) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (宮窪:大島クリーンセンター) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (伯方:伯方クリーンセンター) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (大三島:大三島クリーンセンター) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (上浦:大三島衛星センター) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (伯方:隅田団地) 1棟1戸 | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 (伯方:伯方平尾団地) 3棟3戸 今治市 | 今治市 | |

| | | | | |
|---------|-------------------|---|-----|--|
| | | 防犯灯設置等及び防犯灯電気料金補助金交付事業 (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| | | ごみ処理費用助成事業 (関前) | 今治市 | |
| | | 生ごみ処理機等購入費補助金交付事業 (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| | | 一般廃棄物運搬費助成金交付事業 (吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島) | 今治市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業(旧防災情報通信設備) (菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| | | 過疎地域持続的発展基金 (公共施設等解体撤去事業) | 今治市 | |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | 岡村診療所等管理運営事業 (関前) 岡村診療所 大下出張診療所 小大下出張診療所 | 今治市 | |
| | | 宮窪診療所用地借上事業 (宮窪) | 今治市 | |
| | | しまなみの子どもを育む交通支援事業 (吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 島しょ部高校教育振興費補助金交付事業 (伯方、大三島) | 今治市 | |
| | | 島しょ部高校魅力創造支援事業 (伯方・大三島) | 今治市 | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域活性化推進事業費補助金交付事業 (吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前) | 今治市 | |

【事業の効果】

上記、過疎地域持続的発展特別事業については、その施策による効果が将来に及ぶものです。